

ふじみ野市の環境行政

平成20年度版 環境年次報告書

(平成19年4月～平成20年3月)



埼玉県ふじみ野市

はじめに



ふじみ野市は、平成 17 年 10 月に旧上福岡市、旧大井町が合併して誕生した新しい市です。合併後の新市において、新たな環境保全への取り組みとして身近な地域環境から地球環境の保全を目指し環境負荷の少ない持続可能な社会を築いていくため、平成 19 年 3 月「ふじみ野市環境基本条例」を制定しました。

また、平成 20 年 3 月には、同条例に基づき「ふじみ野市環境基本計画・行動計画」を策定しました。本計画では、将来環境像を「水と緑 地球環境を守り 安全・快適なまち ふじみ野」とし、この環境像の実現に向け、市、市民及び事業者の方々との連携と協働を施策の中心的な柱とし、環境に配慮したやさしいまちづくりへの取り組みを進めております。

本書は、ふじみ野市としては初めて平成 19 年度における環境の現状や課題、環境保全施策の実施状況等についてとりまとめたものです。本書により環境問題への認識をさらに深められますとともに、本市環境行政に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 21 年 3 月

ふじみ野市長 島田 行雄

目 次

1 市の概要

1-1 市の概要

(1) 位置・地勢	-----	2
(2) 人口	-----	2
(3) 気候	-----	2

1-2 環境行政

(1) 環境に関する条例		
(ア) ふじみ野市環境基本条例	-----	3
(イ) ふじみ野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	-----	3
(2) 環境に関する計画		
(ア) ふじみ野市環境基本計画	-----	4
(イ) ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画	-----	16
(3) 環境行政組織・所掌事務		
(ア) 環境課事務分掌	-----	19
(イ) 所属団体	-----	20
(4) 環境審議会等	-----	20
(5) 廃棄物減量等推進審議会等	-----	22
(6) 苦情・相談の状況	-----	24

2 生活環境の保全

2-1 大気環境	-----	26
(1) 一般環境大気調査	-----	27
(2) 沿道環境調査	-----	27
(3) 光化学スモッグ	-----	29
(4) 石綿(アスベスト)	-----	30
2-2 水質汚濁	-----	30
(1) 河川等水質調査	-----	33
2-3 騒音・振動	-----	36
(1) 法令に基づく届出受理件数	-----	38
(2) 道路交通騒音・振動の状況	-----	39
2-4 悪臭	-----	41
2-5 地盤沈下	-----	42
2-6 土壌汚染対策	-----	43
2-7 化学物質等	-----	43
(1) ダイオキシン類の状況	-----	44

2-8 地域の環境衛生

(1) 空き地の環境保全	-----	4 5
(2) 地域環境美化自主活動支援制度	-----	4 5
(3) 地域クリーン推進員制度	-----	4 6
(4) 犬の登録及び狂犬病の予防	-----	4 6
(5) 墓地等の設置及び管理	-----	4 7
(6) 市民葬祭制度	-----	4 7

3 環境啓発等取組状況

(1) 環境フェア	-----	4 9
(ア) 環境フェア パートⅠ	-----	4 9
(イ) 環境フェア パートⅡ	-----	4 9
(2) 環境ポスターコンクール	-----	5 0
(3) 親子環境教室	-----	5 1
(4) 雑木林を楽しもうプロジェクト	-----	5 1
(5) 環境教育研修会（教員対象）	-----	5 2
(6) こどもエコクラブ	-----	5 2
(7) エコライフDAY2007	-----	5 2

4 自然環境の保全

(1) 緑地の状況	-----	5 4
(2) 鳥獣保護	-----	5 6
(3) 河川敷地等管理制度	-----	5 6

5 循環型社会の形成

5-1 ごみ排出量の推移及びごみ組成

(1) ごみ排出量の推移	-----	5 8
(2) ごみ組成	-----	5 9

5-2 ごみの分別収集

(1) 上福岡地区の収集・運搬	-----	6 0
(2) 大井地区の収集・運搬	-----	6 1
(3) ごみ集積所	-----	6 2

5-3 中間処理

(1) リサイクル施設	-----	6 2
(2) 上福岡清掃センター焼却施設	-----	6 2
(3) 大井清掃センター焼却施設	-----	6 3
(4) 最終処分場	-----	6 3

5-4	ごみ処理体制		
	(1) ごみ処理体制	-----	6 4
	(2) ごみ処理システム	-----	6 5
5-5	ごみ処理費用		
	(1) ごみ処理費用	-----	6 8
	(2) ごみ処理手数料	-----	6 8
5-6	ごみの減量・再資源化の推進		
	(1) 集団資源回収事業報奨金制度	-----	6 9
	(2) 生ごみ処理容器使用促進奨励金制度	-----	6 9
	(3) エコストア協力店認定推奨制度	-----	7 0
5-7	ごみ処理広域化計画	-----	7 1
6	参考資料		
6-1	主な環境関係条例・規則・要綱一覧	-----	7 3
6-2	用語解説	-----	8 4

『ふじみ野市の環境行政』平成20年度版をご利用の方に

1. 『ふじみ野市の環境行政』はふじみ野市環境基本条例に基づき、ふじみ野市における環境行政の状況や環境保全の状況等についてまとめたものです。
2. 本書は、市の概要、生活環境保全の現状、環境啓発事業の取組状況、自然環境の保全状況、循環型社会の形成と題して廃棄物行政の現状を掲載しています。また、巻末に環境関係条例、用語解説を参考資料として付しています。
 なお、自然環境の保全状況のうち、緑に関する部分は都市計画課が主幹していますが、環境行政の重要な部分を占める分野であるため、本書に掲載しています。
3. 本書は市ホームページでご覧いただけます。また、市立図書館においてもご覧いただけます。

○ふじみ野市のホームページ <http://www.city.fujimino.saitama.jp>

1 市の概要

1 市の概要

1-1 市の概要

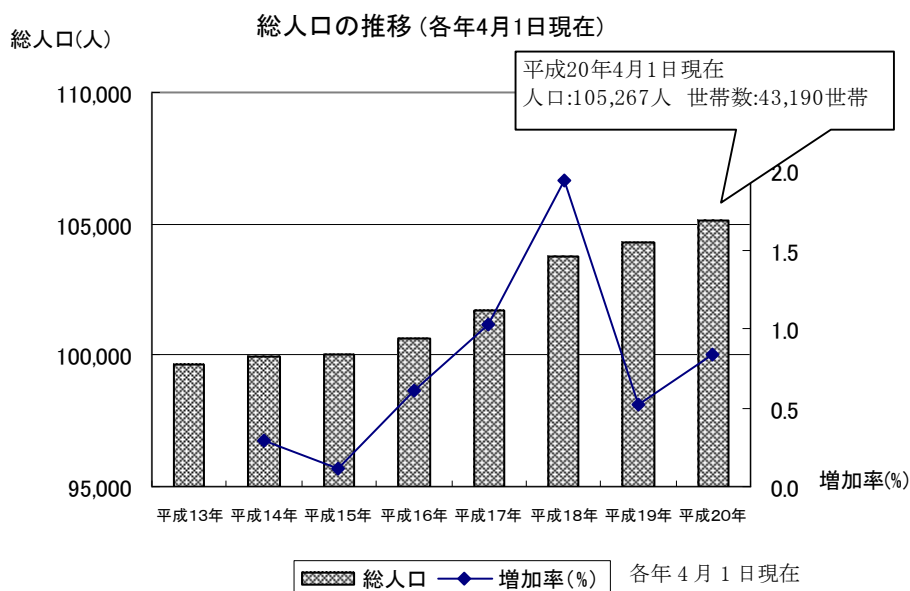
(1) 位置・地勢

東 経 : 139 度 31 分 22 秒
 北 緯 : 35 度 52 分
 面 積 : 14.67km²
 広 ぼう : 東西 7.5 km²
 南北 6.0 km²
 標 高 : 最高 49m (亀久保八丁付近)
 最低 6m (埼玉県立福岡高校周辺)
 主な河川 : 新河岸川

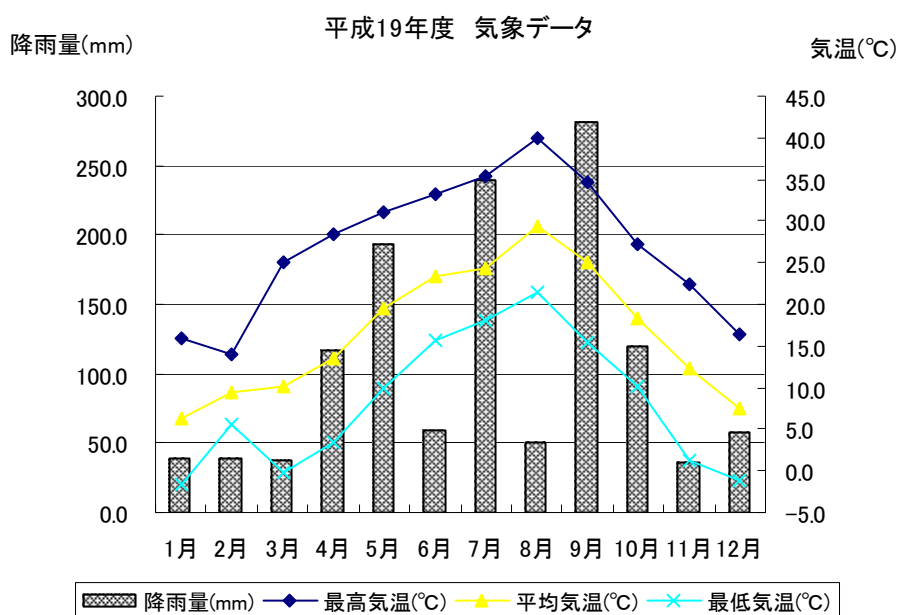


ふじみ野市の位置

(2) 人口



(3) 気象



1-2 環境行政

(1) 環境に関する条例

(ア) ふじみ野市環境基本条例

旧上福岡市、旧大井町の環境基本条例の一本化を図り、新市における新たな環境行政を進めるため、平成18年7月「ふじみ野市における環境施策のあり方について」を環境審議会に諮問し、新市における環境行政の理念、方向性について答申を受け、平成19年3月ふじみ野市環境基本条例を制定しました。

本条例では、快適で良好な環境の確保について、基本理念を定め、市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、快適で良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境の確保に寄与することを目的としています。

「快適で良好な環境の確保」とは

ふじみ野市環境基本条例第2条（定義）（1）快適で良好な環境 「大気、河川、地下水、土壌、多様な生態系その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、人の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、歴史的、文化的遺産とも密接に結びついた景観の形成をはかり、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことができる環境をいう。」このような状態を確保していくことを条例の目的としています。

開発指導要綱について

ふじみ野市環境基本条例では、市、市民及び事業者は、あらゆる場面において環境配慮を基本に「地域から持続可能な社会」を構築し、安全、安心、快適で良好な環境が確保できる地域社会を目指していくことが理念として掲げられています。

そのため、環境負荷の影響が大きい開発行為に対して、市ではふじみ野市開発行為等指導要綱（平成17年10月1日）に基づき、市内の無秩序な開発行為を防止し、良好な都市環境の保全及び健全な発展を図るため、事業者に対して理解と協力の要請を行っています。市は、この趣旨に添って、関係課と連絡調整を行い、総合的な事業者への対応を行っています。

(イ) ふじみ野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生・処分等の処理を行い、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として定めています。

(2) 環境に関する計画

(ア) ふじみ野市環境基本計画

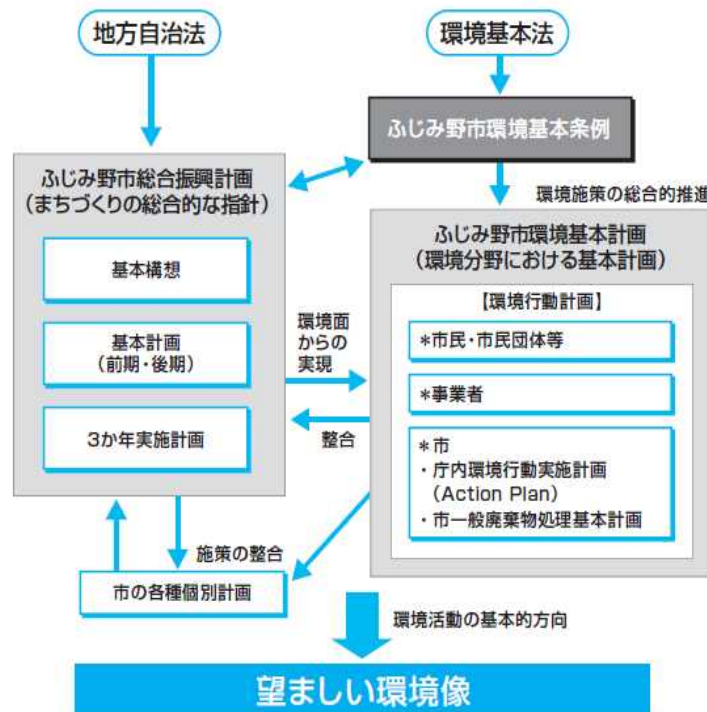
① 計画の目的

ふじみ野市環境基本条例第9条の規定に基づき、現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むため、条例の目的である「快適で良好な環境の確保」に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年度～19年度の2か年かけて策定しました。計画の実効性を確保するため、基本計画と行動計画が一体となった計画体系となっています。

② 計画の位置づけ

市の総合振興計画を環境の面から実現するための基本的な方向性を定め、すべての施策を環境配慮型へ誘導するものです。また、市の他の計画や施策と整合・調整・連携を図りながら「快適で良好な環境の確保」に関する各種施策を、総合的かつ計画的に推進する計画となっています。

図1-2-1 計画の位置づけ



③計画期間

市の総合振興計画と連動し平成20年度を初年度に平成29年度を目標とする10年計画となっています。行動計画は、計画の進展、社会経済情勢の変化、科学技術の進展などにより環境問題の課題が変化することが考えられることから、平成20年度を初年度に平成24年度までを目標とする第1期5か年と、平成25年度から平成29年度までを目標とする第2期5か年としています。

図1-2-2 計画の期間



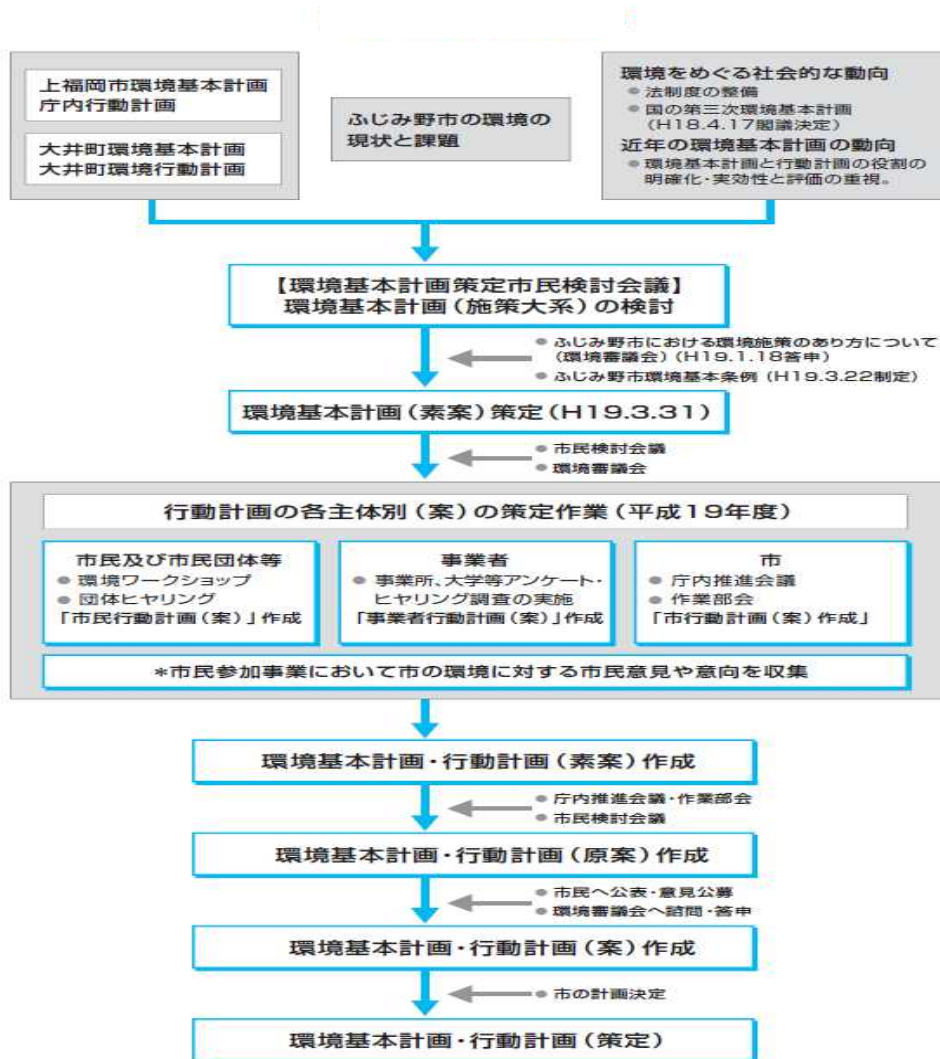
④計画の対象範囲

- ・市、市民及び事業者との連携と協働に関すること
- ・環境教育・環境学習による人づくりに関すること
- ・安全・安心、快適な都市環境に関すること
- ・循環型社会に関すること
- ・自然環境に関すること
- ・地球環境保全に関すること

⑤策定の経緯

合併以前策定・実施されていた旧上福岡市環境基本計画・庁内行動計画及び旧大井町環境基本計画・行政行動計画の土台にたち、合併後の新たな環境課題への対応を図るため、平成18年度から、ふじみ野市環境基本計画市民検討会議による施策体系の検討を行い、平成19年度は、市民環境ワークショップ、市庁内推進会議・作業部会、事業者ヒアリング等を実施し、計画原案をまとめました。内容への市民の意見反映としてパブリックコメントを実施し、環境審議会へ計画原案の諮問・答申を経て、市として計画決定を行いました。

図1-2-3 計画策定の経緯



⑥環境基本条例の基本理念に基づく施策運営

環境基本計画は、環境基本条例の理念に基づき施策の方向性を示しています。

1 環境基本条例の基本理念

- ・ 快適で良好な環境の将来世代への継承
- ・ 市、市民及び事業者の協働により人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型社会をめざすまちづくりの推進
- ・ 地球環境保全への自主的、積極的な取り組みの推進

2 基本計画の施策の方向性

- ・ すべての施策の策定等にあたっての環境優先の理念 (第8条)
- ・ 市、市民及び事業者の参画及び協働の推進 (第20条)
- ・ 環境教育の理念に基づく推進 (第21条)
- ・ 施策の総合調整のための評価体制の整備 (第19条)

⑦市の望ましい環境像

水と緑 地球環境を守り 安全・快適なまち ふじみ野
～協働で持続可能な社会の実現を目指したまちづくり～

⑧環境基本計画・行動計画の環境指標

基本計画、行動計画及び望ましい環境像の実現にむけ、市、市民及び事業者による連携と協働をすべての施策に共通する要素として位置づけ各施策に反映するとともに、優先的に市民が協働で取り組むモデルとなる事業の実施を通して、環境保全活動における協働の仕組みを構築していきます。

○施策体系

- 施策の柱 1 市、市民及び事業者との連携と協働の推進
- 施策の柱 2 環境教育・環境学習の推進
- 施策の柱 3 環境にやさしいまちづくりの推進
- 施策の柱 4 環境負荷の少ない循環型社会の構築
- 施策の柱 5 自然環境の保全・再生

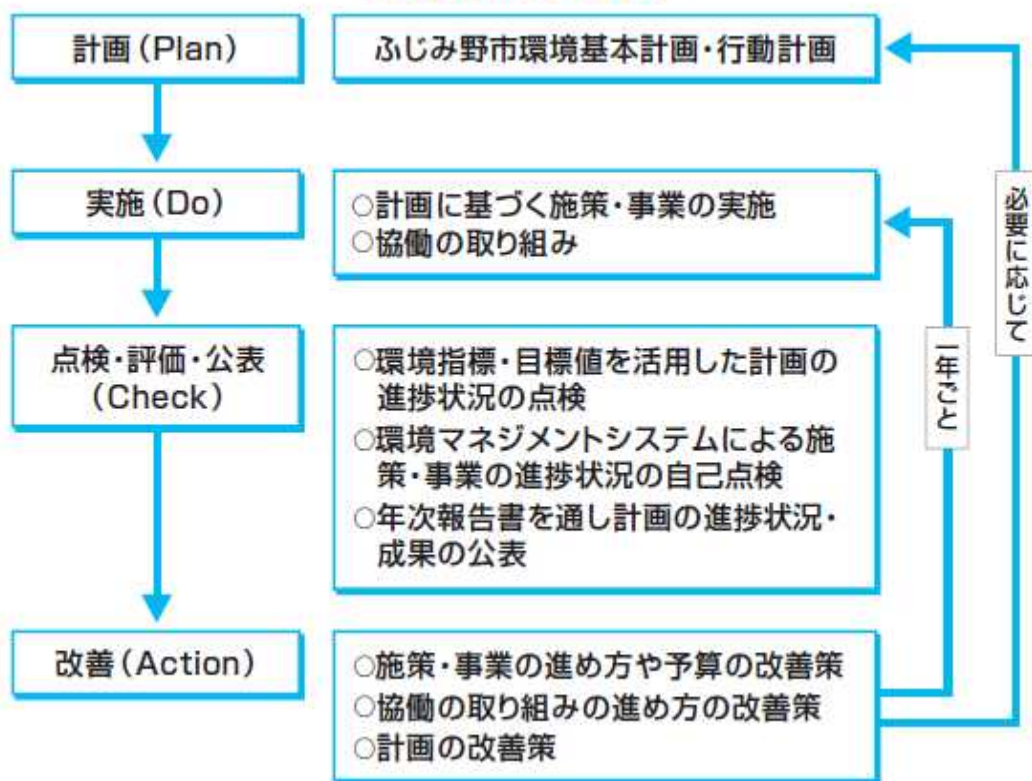
○優先的に市民が協働で取り組むモデルとなる事業テーマ

- 1 環境活動リーダー養成講座の実施
- 2 環境情報の提供・収集ができる場の確保
- 3 エコウォーキングマップづくり
- 4 花と緑豊かな快適な住環境づくり
- 5 もったいないのライフスタイルを実践するマイバック運動の推進
- 6 遊休農地を活用した緑の再生と自然体験の場づくり

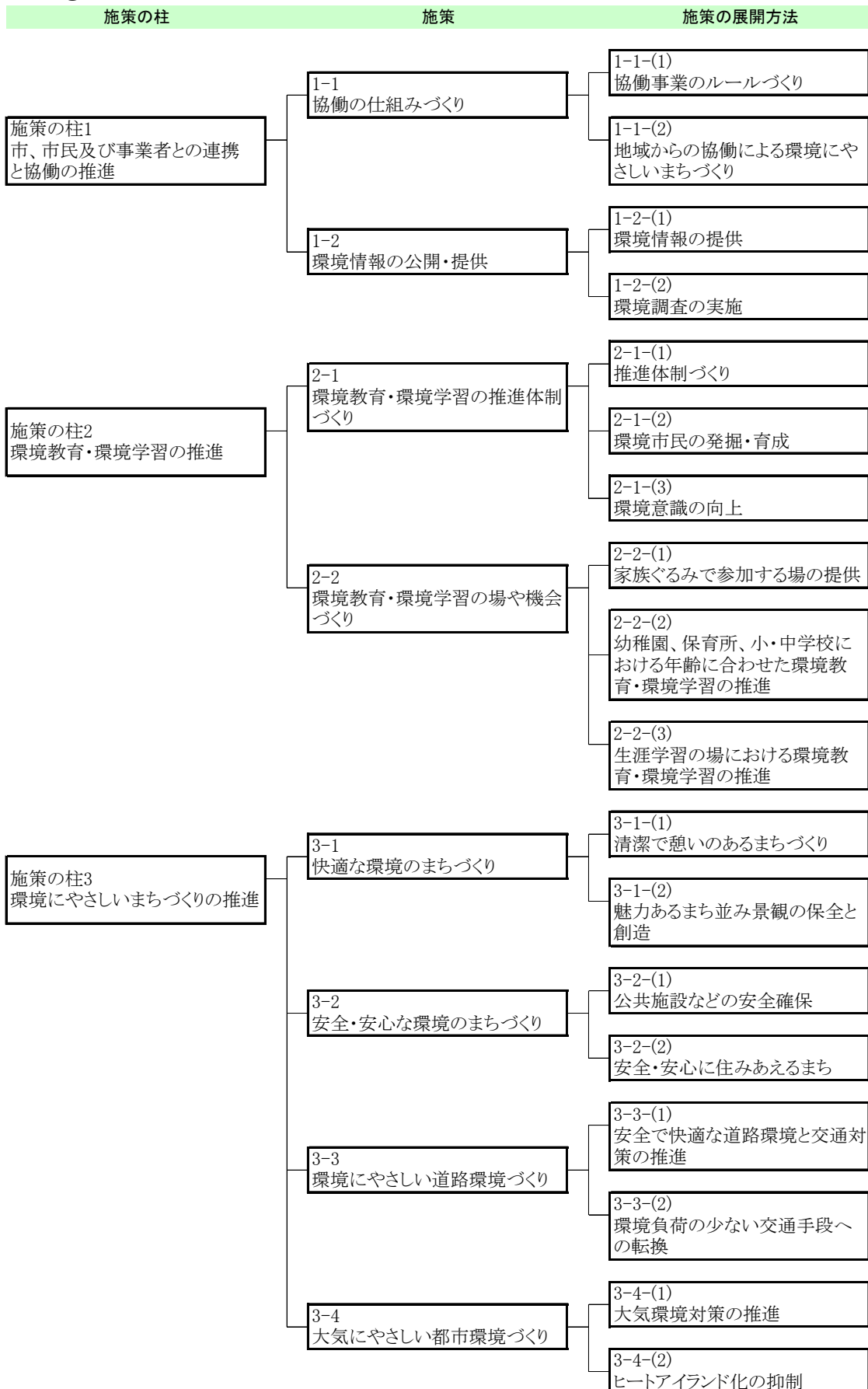
⑨計画の進行管理

行動計画に示された各施策は、環境基本計画のめざす目標の達成に向け、環境指標・目標値を活用し全体の進捗状況を点検しながら展開します。その進行管理は、「計画の策定 (Plan)、施策・事業の実施 (Do)、点検・評価・公表 (Check)、改善 (Action)」のサイクルによる環境マネジメントシステムにより行い ISO14001 などの環境マネジメントシステムの認証取得水準をめざします。

図 1-2-4 計画の進行管理



⑩環境基本計画施策の体系



環境基本計画施策の体系



⑪平成 19 年度 環境基本計画の進捗状況

環境基本計画・行動計画は、望ましい環境像の実現に向け、市、市民及び事業者が協働して取り組んでいくために基本計画と行動計画が一体となった施策体系となっています。基本計画は、施策の方向性である5つの「施策の柱」を定め、それぞれの柱ごとに、基本的な考え方と施策の展開方法を示し、その方向性にそって各主体が協働で取り組む行動計画を位置づけています。

本計画をより実効性あるものとするために環境指標を設定しました。この指標は平成19年度を基準年とし平成24年度の目標値を定めて取り組んでいきます。

NO	体系	環境指標	目標値 (平成24年度)	現状値 平成19年12月末 現在	実績値 平成20年3月末 現在
1	1- 1- (1)	環境に係る協働活動	6回	-	-
2		環境活動人材登録者(団体)数	10人(25団体)	-	-
3	1- 1- (2)	環境保全活動モデル団体数	3団体	-	-
4		環境活動団体、市民、事業者交流会開催数	1回/年	-	-
5	1- 2- (1)	環境年次報告書の発行及び情報提供	印刷物・HP等 で情報の提供 随時	-	-
6	2- 1- (1)	ネットワーク参加団体(個人・事業所)数	50人(団体)	-	-
7		職員対象環境研修受講者数	全職員	-	-
8		新入職員対象環境研修受講者数	40人 (全新人職員)	-	-
9	2- 1- (2)	環境講座の一貫として開催するリーダー養成 カリキュラム参加者数	250人	-	-
10		地域クリーン推進員研修受講者数	750人	100人	180人
11	2- 1- (3)	エコライフDAY参加者数	7500人/年	2,220人/年	2,414人/年
12		環境パネル展などの啓発事業回数	2回/年	1回/年	1回/年
13		市報・HPでのテーマ別環境情報掲載回数	8回/年	3回/年	17回/年
14	2- 2- (1)	環境フェア参加団体数	30団体/年	18団体	20団体
15		フリーマーケット参加者数	3,000人/年	2,000人/年	2,000人/年
16		エコウォーキング参加者数	2回/年 (100人)	-	-
17	2- 2- (2)	子どもエコクラブ登録数	12団体 (1,000人)	4団体 (144人)	4団体 (144人)
18	2- 2- (3)	環境講座開催数・参加者数	2講座/年 (300人)	2講座/年 (100名)	2講座/年 (100名)

NO	体系	環境指標	目標値 (平成 24 年度)	現状値 平成 19 年 12 月末 現在	実績値 平成 20 年 3 月末 現在
19	2- 2- (3)	生涯学習での環境講座開催数・参加者数	5 講座/年 1 館 1 事業 (500 人)	4 講座 (430 人)	5 講座 (344 人)
20	3- 1- (1)	生垣奨励制度利用件数	25 件	0 件	0 件
21		公園愛護会団体数	50 団体	46 団体	47 団体
22		地域環境美化自主化活動ごみ回収量及び参加人数	7,000Kg (5,500 人)	7,810kg (5,122 人)	9,790kg 64 団体 (6,502 人)
23		環境美化団体登録団体数	18 団体	8 団体	ロードサポート 13 団体(県) 道路サポーターズ 4 団体(市)
24		タバコのポイ捨てなどの啓発キャンペーン回数	1 回/月	-	-
25	3- 1- (2)	地区計画導入地区数、建築協定数	現状維持	地区計画導入 地区数 13 地区 (233.6ha) 建築協定 4 地区 (1.8ha)	地区計画導入 地区数 13 地区 (233.6ha) 建築協定 4 地区 (1.8ha)
26		保存樹木本数	現状維持	295 本	305 本
27	3- 2- (1)	職員の安全教育研修回数	1 回/年	1 回/年	1 回/年(13 人)
28	3- 2- (2)	市内防犯団体などの団体数	60 団体	51 団体	55 団体
29		自主防災組織の普及率	100% (54/54 団体)	83% (45/54 団体)	83% (45/54 団体)
30	3- 3- (1)	歩道延長数	53km	50.8km	50.8km
31	3- 4- (1)	大気環境調査数値	現状維持	基準値内	基準値内
32		庁用車全体に占める低公害車率	23%	10%	17%
33	3- 4- (2)	公共施設における屋上緑化・壁面緑化の箇所数、面積	3か所 1,200 m ²	・上野台保育園 植栽面積 233m ² ・東台小学校 植栽面積 296 m ²	・上野台保育園 植栽面積 233m ² ・東台小学校 植栽面積 296 m ² ・出張所 植栽面積 661 m ² ※緑のカーテン 5 か所(保育園)
34	4- 1- (1)	マイバック運動参加団体・事業者数	30 か所	0 か所	0 か所
35		エコストア協力店数	10 店舗	2 店舗	2 店舗

NO	体系	環境指標	目標値 (平成 24 年度)	現状値 平成 19 年 12 月末 現在	実績値 平成 20 年 3 月末 現在
36	4- 1- (1)	廃棄物排出量(個人・事業者)	家庭系 30,150t (929.18g/ 1人・1日) 事業系 8,071t	家庭系 27,966t (992.53g/ 1人・1日) 事業系 9,803t	家庭系 27,966t (732g/ 1人・1日) 事業系 9,803t
37		最終処分量	1,617t	3,360t	4,911t
38		コンポスト助成件数	40 基	4 基	20 基
39	4- 1- (2)	焼却ごみ量の減少	28,376t	29,540t	27,932t
40		資源化量の向上	13,053t (32.8%)	9,811t (25.0%)	10,049t (25.0%)
41		リサイクルプラザの検討	構想づくり	—	—
42		集団資源回収量	回収量 平成 18 年度比 5%減 50 団体	回収量 (18 年度) 1,516t 80 団体	回収量 1,509t 79 団体
43		グリーン購入調達率	平成 20 年度比 5%減 (消耗品)	-	※調達率未策定
44		グリーン購入指針策定	策定	-	-
45	4- 1- (3)	地域クリーン推進員活動人数	108 人	104 人	104 人
46		高齢者ごみ出し支援事業登録者数	42 人	39 人	41 人 (利用実数 45 人)
47		不法投棄ごみ回収量	4,650kg	4,870kg	9,990kg
48	4- 2- (1)	地球温暖化対策実行計画策定	策定	-	-
49		公共施設のエネルギー使用量	市内全公共 施設使用量 把握 平成 20 年度比 5%減	本庁舎 電気 523,884kW ガス 48,739m ³ 石油 800ℓ	市内公共施設 (大井中央 公民館を除く) 電気 12,789,910kW ガス 342,566m ³ 石油 26,363ℓ

NO	体系	環境指標	目標値 (平成 24 年度)	現状値 平成 19 年 12 月末 現在	実績値 平成 20 年 3 月末 現在
50	4 2 (1)	公共施設の二酸化炭素発生量	市内全公共施設発生量把握 平成 20 年度比 3%減	-	5,615t (大井中央公民館を除く)
51		庁用車におけるノーカーデー実施回数	1 回/月	-	-
52		太陽光発電などの自然エネルギー利用件数	2 か所	1 か所	2 か所
53	4- 2- (2)	環境講座の一環として開催する「地球環境保全関係講座」開催数、参加者数	1 回/年 (100 人)	1 回/年 (77 人)	1 回/年 (77 人)
54	4- 2- (3)	年次報告書を通してダイオキシン類の調査データの公表	1 回/年	-	-
55	5- 1- (1)	緑地保護地区面積	現状維持	163,894.4m ²	166,574.4m ²
56	5- 1- (2)	緑地面積	減少率 平成 20 年度比 10%以内	58,766 m ²	58,766 m ²
57		緑の再生に関する講座・シンポジウムなどの啓発活動、体験学習開催数	1 回	-	-
58	5- 2- (1)	新河岸川清掃活動回数	1 回	1 回	1 回
59	5- 2- (2)	年次報告書を通して新河岸川・福岡江川・砂川掘の水質データの公表	1 回/年	-	-
60		保水性、透水性舗装延長数	35km	33.7km	34km
61	5- 3- (1)	文化財に関する講座開催数	20 講座 (750 人)	13 講座 (500 人)	9 講座 (1,310 人)
62	5- 4- (1)	身近な自然環境調査の実施	1 回/年	-	-
63		新河岸川旧河川敷設置ビオトープ箇所数	3 か所	2 か所	2 か所
64	5- 4- (2)	緑の回廊に関する啓発活動実施回数	2 回/年	-	-
65	5- 4- (3)	地産地消の推進	推進	-	1 回

(イ)ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画

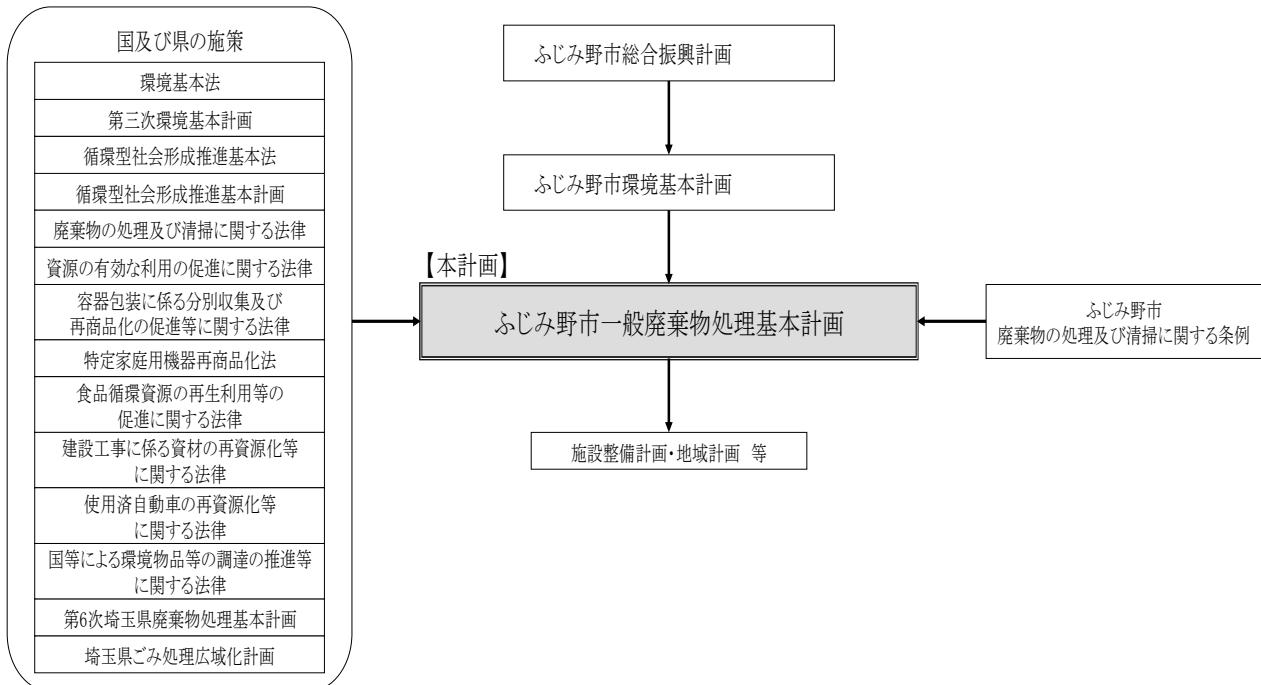
①計画の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第6条第1項に規定されている「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」に当たるもので、一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画になっています。

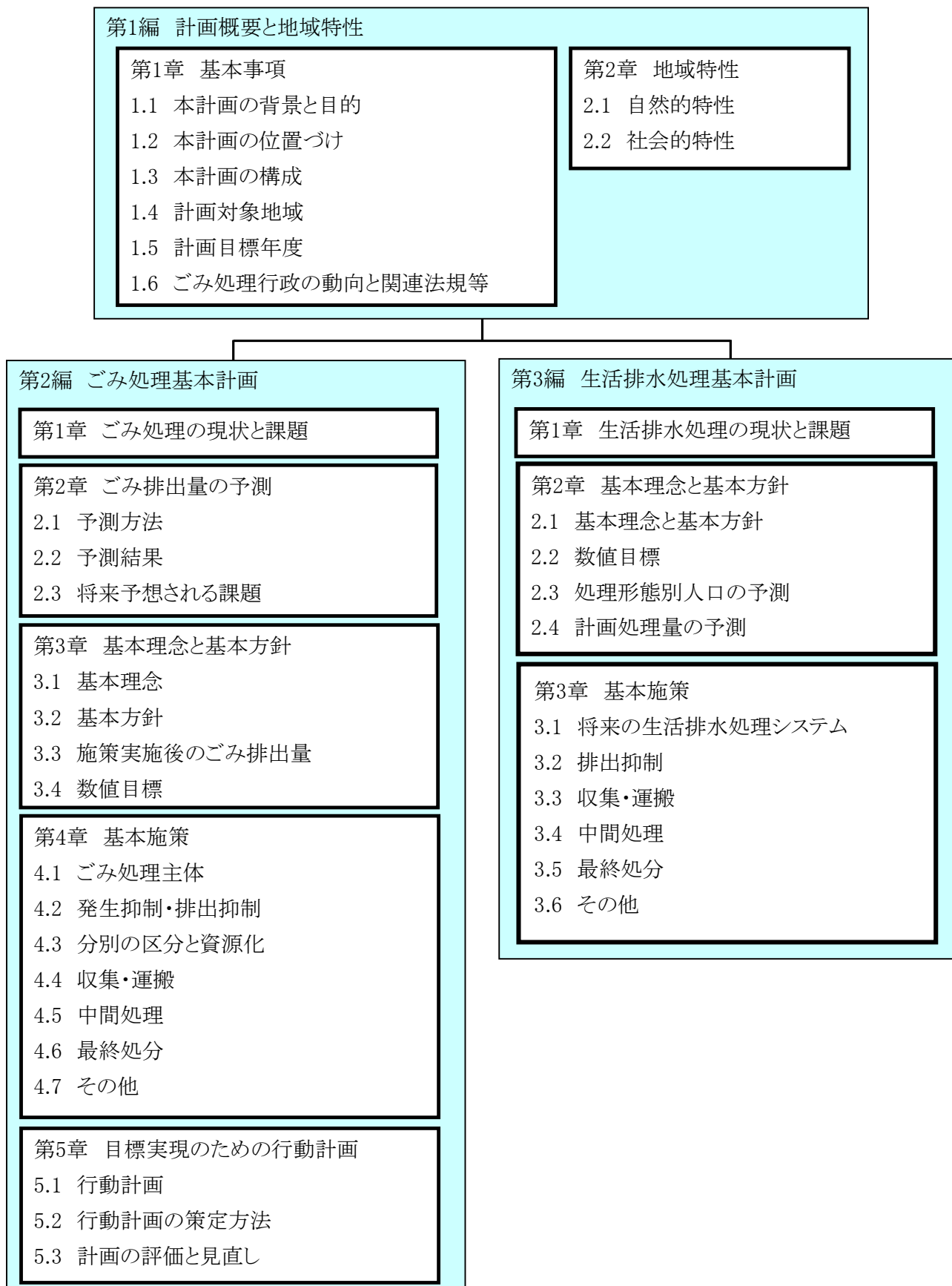
②計画の位置づけ

本計画は、ごみの発生・排出抑制から資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分に至るごみ処理に関するすべてを包括するものです。また、ごみ処理計画の主要な柱となる中・長期計画であり、施設整備計画や地域計画を策定するための上位計画として位置づけられます。

図1-2-5 計画の位置づけ



③計画の構成



④計画対象地域

本計画の計画対象地域は、本市の行政区域全体とします。ただし、施策の推進に当たっては、関係法令や適正なごみ処理の観点等から広域的な対応も視野に入れ、他市町村や関係機関等との連携・協力を図ることとします。

図 1-2-6 計画対象地域



⑤計画の期間

本計画では、計画策定時の平成 19 年度を初年度とし、5 年後の平成 23 年度を中間目標年度、10 年後の平成 28 年度を計画目標年度とします。社会情勢の変化や関係法令改正等の動向に対し、適切かつ柔軟に対応するため、中間目標年度を目途に必要な見直しを行います。

図 1-2-7 計画の期間

平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
				中間 目標 年度					計 画 目 標 年 度
➔					➔				

⑥計画の基本理念

わたしたちは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルにより、地球環境に多大な負荷を与えてきました。その結果、化石資源を中心とした天然資源の枯渇や地球温暖化等の地球規模での環境問題や社会問題が深刻な状況にあります。

地球環境や地域環境をよりよい状態で、将来の世代に引き継いでいくには、資源は有限であるという事実を一人ひとりが認識し、市、市民、事業者及び民間団体が互いに協力して物質の循環とエネルギー利用の効率化を一層進めていく必要があります。

そのためには、まずわたしたちのライフスタイル、ビジネススタイルを改め、家庭や事業所からのごみの発生そのものを抑制しなくてはなりません。どうしても発生してしまうごみも、まだ「資源」として活かせるものか、それとも「ごみ」になるものかを今一度考え直し、排出されたごみを単に焼却や埋立てによって処理・処分するのではなく、減量化や再使用、資源化をより一層推進することが必要です。その上で、環境保全に配慮した適正処理・処分を行うことにより、環境への負荷を抑え、天然資源の消費量を抑制することが重要となります。

以上の背景を踏まえ、今後の本市のごみ処理は、地球環境の保全及び物質循環の観点から、ごみの発生抑制“Reduce（リデュース）”、再使用“Reuse（リユース）”、再生利用“Recycle（リサイクル）”の「3R」を推進していきます。その中で市、市民、事業者の三者が協働して「まだ使える、もったいない、ごみを減らす」を考え、発生抑制、再使用を推進し、地域からの持続可能な循環型社会の構築を目指していくことを基本理念とします。

環境チャレンジ！ 明るい未来へ ふじみ野市

～大事に使おう ごみを減らそう 一人ひとりの心がけ～

⑦計画の基本方針

1. 市・市民・事業者が協働して、3Rを推進

市・市民・事業者の三者が協働して、「まだ使える、もったいない、ごみを減らす」を考え、発生抑制・排出抑制・再使用を推進しながら、資源物の分別の徹底を図り、再生利用を進めます。

2. ごみの分別と資源化の仕組みづくり

全市民、全事業者が参加・協力できる、分かりやすいごみの分別区分と資源化の仕組みを構築し、上福岡地区と大井地区のごみの分別区分や方式等の統一を図ります。

3. 循環型社会に適したごみ処理システムの構築

ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、適正・安全・安心で環境保全に配慮したシステムを構築し、効果的・効率的な処理を実現します。

4. 循環型社会をつくるための意識と行動づくり

市民、事業者が常にごみ問題に対して関心を持つよう啓発、情報提供、環境教育等を行い、発生抑制・排出抑制・資源化意識を高め循環型社会をつくるための意識と行動づくりを目指します。

(3) 環境行政組織・所掌事務

(ア) 環境課事務分掌

① 環境係

- (1) 環境保全対策の計画及び調査に関すること。
- (2) 環境保全思想の啓発及び普及に関すること。
- (3) 省エネルギー及び省資源に関すること。
- (4) 入間東部地区衛生組合との連絡調整に関すること。
- (5) 環境対策研究会に関すること。
- (6) 自然保護に関すること。
- (7) 鳥獣の保護、捕獲、飼養及びヤマドリの販売許可に関すること。
- (8) 生活環境保全に関すること。
- (9) 環境測定に関すること。
- (10) 浄化槽の設置の届出に関すること。
- (11) 衛生害虫及びねずみ族の駆除に関すること。
- (12) 犬の登録及び狂犬病の予防に関すること。
- (13) 墓地等の設置に関すること。
- (14) 空き地の環境保全に関すること。
- (15) 化製場の設置及び動物の飼養・収容許可に関すること。
- (16) 課内の庶務に関すること。

② 廃棄物対策係

- (1) 一般廃棄物処理基本計画の作成に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量化及びリサイクルに関すること。
- (3) 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。
- (5) 廃棄物の不法投棄に関すること。
- (6) 廃棄物対策研究会に関すること。
- (7) 清掃センターとの連絡調整に関すること。

(イ) 所属団体

① 広域的な環境行政組織

組織名	構成市町村	会の目的・事業
埼玉県入間東部 地区環境事務研究会	・富士見市、ふじみ野市、三芳町	・2市1町の環境行政の情報交流と共通する環境課題・問題について調査・研究を行い環境行政の推進を図る。 ・研修会（年2回）の開催。
埼玉県西部地区環境 事務研究会	・川越市、東松山市、所沢市、狭山市、入間市、飯能市、日高市、坂戸市、鶴ヶ島市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町、滑川町、ときがわ町、小川町、越生町、毛呂山町、鳩山町、嵐山町、東秩父村 (埼玉県西部環境管理事務所、東松山環境管理事務所)	・広域的な環境行政の問題・課題や市町村で起きている環境問題の事例を研究・研修し、環境行政に関する職員の資質向上や情報交流を図る。 ・総会、研修会（年2回）、事例発表会（年1回）の開催。
埼玉県環境事務研究会 連合会	・埼玉県内を北部、東部、西部、南部、中央5地区に分けて環境事務研究会を組織している連合会。 ・県内全市町村環境行政及び埼玉県内環境管理事務所及び環境関連課により構成。	・県内の環境行政の問題・課題について研究・研修を行い、環境行政に関する職員の資質向上、情報交流を図る。 ・総会、研修会（年1回）、事例発表会（年1回）の開催。
埼玉県西部第一広域 行政推進協議会 環境部会	・所沢市、川越市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、新座市、朝霞市、志木市、和光市、三芳町、川島町	・地方分権の推進を目的に、まちづくり、福祉、環境等の分野において広域的な視点から連携し、行政の効率的な運営を図ることを目的とする。 ・総会、研修会（年1回）の開催。

(4) 環境審議会等

① 環境審議会

設置根拠	環境基本法（平成5年法律第91号）第44条 ふじみ野市環境基本条例（平成19年3月22日条例第2号）第29条
役割	1) 環境基本計画に関する事項 2) 環境の保全に関する基本的な事項 について、市長の諮問に応じ、調査審議し答申を行う。必要がある時は、市長に意見を述べるができる。
組織	20人以内で組織

委嘱状況 平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内事業所代表 2 名 ・ 商工会選出 2 名 ・ 町会・自治会連合会選出 2 名 ・ 地域における環境活動経験者 4 名 ・ 埼玉県西部環境管理事務所 1 名 ・ 校長会選出 1 名 ・ 市内環境団体代表 1 名 <p style="text-align: right;">計 15 名</p>
審議状況 平成 18 年度	平成 18 年 7 月 28 日「ふじみ野市の環境施策のあり方について」諮問 平成 18 年 7 月～平成 19 年 1 月 諮問審議 7 回開催 平成 19 年 1 月 18 日「ふじみ野市の環境施策のあり方について」答申 「ふじみ野市環境基本条例」へ理念を反映
平成 19 年度	平成 20 年 1 月 22 日「環境基本計画・行動計画(原案)」諮問 平成 20 年 3 月 21 日「環境基本計画・行動計画(原案)」答申 平成 19 年 7 月～平成 20 年 3 月 諮問審議等 6 回開催

②環境基本計画市民検討会議

設置根拠	ふじみ野市環境基本計画市民検討会議設置要綱
役割	<ol style="list-style-type: none"> 1) 環境基本計画に関する調査、検討及び提言を行う。 2) 環境基本計画の策定に関し、市長が必要と認める事項について調査・検討及び提言を行う。
組織	20 人以内で組織
委嘱状況 平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民を代表する者 9 名 ・ 農業団体を代表する者 2 名 ・ 商工業団体を代表する者 1 名 ・ 環境関係団体を代表する者 2 名 ・ 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 2 名 <p style="text-align: right;">計 16 名</p>
審議状況 平成 18 年度	平成 18 年 10 月～平成 19 年 3 月 基本計画策定会議 10 回開催 ・ 環境基本計画施策体系及び計画素案の策定
平成 19 年度	平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月 基本計画・行動計画策定会議 5 回開催 ・ 環境基本計画・行動計画(素案及び原案)検討・決定

③庁内推進会議・作業部会

設置根拠	ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議設置要綱
役割	<ol style="list-style-type: none"> 1) 環境基本計画及び行動計画の策定及び変更に関すること。 2) 環境基本計画及び行動計画の推進及び進行管理に関すること。 3) 環境保全に関する各種施策・事業の総合的調整に関すること。

	4) 前3号に掲げるもののほか、環境保全の推進に関し市長が必要と認めること。
組 織	・推進会議 14課 15名 ・作業部会 15名
審議状況 平成19年度	平成19年11月～平成20年1月 ・推進会議3回、作業部会5回開催 ・行政行動計画の策定及び環境指標項目・目標値の検討・決定

④パブリックコメントの状況

内 容	環境基本計画・行動計画（原案）に対する意見募集
募集期間	平成20年1月15日（火）～1月31日（木）
方 法	・市ホームページに掲載 ・市内公共施設での閲覧
結 果	応募者：3名 意見数：4件
主な意見	・水環境分野、交通環境分野、省エネルギー分野について

(5) 廃棄物減量等推進審議会等

①廃棄物減量等推進審議会

設置根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第1項の規定に基づき、ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会条例第1条で設置を規定。
役 割	市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する事項について、必要な調査及び審議をする。
組 織	15人以内で組織
委嘱状況 平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化又は資源化推進団体を代表する者 2名 ・商工業団体を代表する者 4名 ・廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者 1名 ・学識経験を有する者 2名 ・市長が必要と認める者 4名 計13名
審議状況 平成18年度	平成18年8月7日「ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画の策定に向けた、一般廃棄物の減量に関する基本方針について」諮問 平成18年8月～10月 諮問審議3回実施
平成19年度	平成19年4月16日「ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画の策定に向けた、一般廃棄物の減量に関する基本方針について」答申 平成19年5月30日「事業系ごみ減量推進に向けての具体的な方策について」諮問 平成19年11月26日「事業系ごみ減量推進に向けての具体的な方策について」答申 平成19年4月～11月 諮問審議7回実施

②一般廃棄物処理基本計画市民検討会議

設置根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 に規定する一般廃棄物処理基本計画の策定に当たり、市民等の意見を反映させるため、ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討会議の設置を規定。
役割	1) ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画に関する提言を行うこと。 2) 市の一般廃棄物処理対策に係る施策に関し、必要な提言を行うこと。
組織	11 人以内で組織
委嘱状況 平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を代表する者 8 名 ・市内商工会加入の商工業者 2 名 ・廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者 1 名 計 11 名
審議状況 平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の現状と課題について ・分別・収集運搬について など <p>平成 18 年 7 月～平成 19 年 3 月 審議等 13 回実施</p>
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の報告について ・事業系一般廃棄物について ・家庭系ごみの分別収集について など <p>平成 20 年 2 月 5 日 提言書「「家庭系資源物」・「家庭系ごみ」の分別統一に向けた取りまとめ」市長へ提出</p> <p>平成 19 年 5 月～平成 20 年 1 月 審議等 11 回実施</p>

(6) 苦情・相談の状況

現在、市へ寄せられる苦情・相談の内容の多くは、日常生活において発生する問題で、公害法令の対象とならない都市生活型公害といわれるものです。

典型七公害（事業所等から発生する大気汚染、水質汚濁、騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染）であれば、それぞれの法令に基づく規制・基準の遵守について指導が行われますが、法令等の規制対象とならない日常生活の中で発生する近隣苦情（近隣騒音、犬の糞の置き去り、飼い主のいない猫へのえさやり行為、敷地内へのごみの多量蓄積等）については、当事者間で解決に向けた話し合いをすることが必要とされます。

しかしながら、地域コミュニティの欠如、コミュニケーション不足などにより当事者による話し合いができず、その解決を市に対し要請する事例が増加しています。このような、法令等の規制対象外の苦情・相談に対し、市が直ちに介入することは法的にも困難です。このような都市生活型公害への対応は、現在の環境行政が抱える大きな課題といえます。

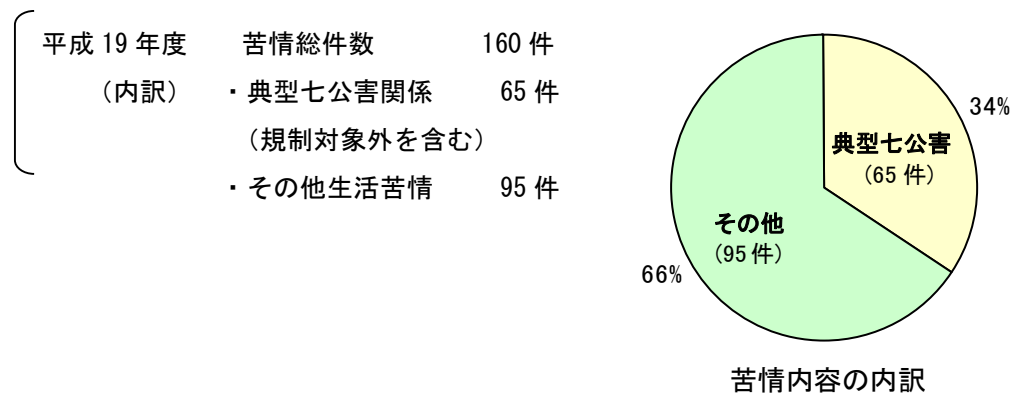
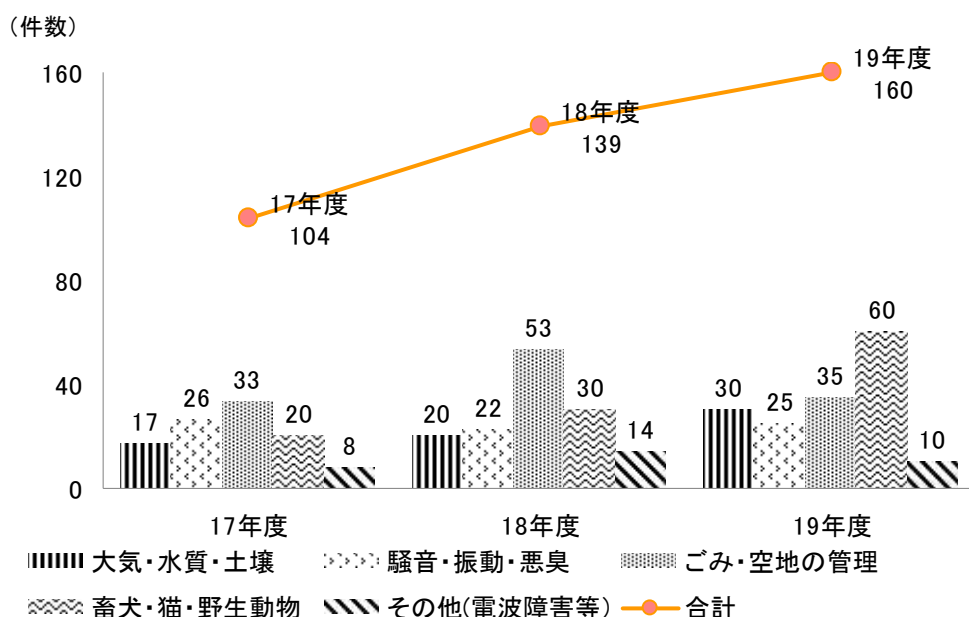


図 1-2-8 苦情件数の推移



2 生活環境の保全

2 生活環境の保全

2-1 大気環境

大気汚染とは、固定発生源である工場等から排出されるばい煙や移動発生源である自動車等の排ガスに含まれる硫黄酸化物、一酸化炭素、窒素酸化物等の大気汚染物質より大気が汚染されることをいいます。

この対策として、「大気汚染防止法」の制定（昭和43年）や大気環境基準の設定（昭和44年より）により大気汚染物質の排出を規制した結果、硫黄酸化物や一酸化炭素による汚染は大幅に改善されました。

しかし、自動車の増加等による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質による汚染は、現在も大きな課題となっています。

本市では、市内の大気汚染の現況を把握するために「一般環境大気」と「沿道環境」の調査を実施しています。

図2-1-1に調査地点を示しました。

表2-1-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く。)をいう。

(1) 一般環境大気調査

一般環境の大気汚染状況を把握するため、市内 8 地点（図 2-1-1）を設定し、年 4 回（表 2-1-2）二酸化窒素等について調査を行っています。

一般環境大気調査では、公定法による測定ではないため、直接環境基準と比較することはできませんが、二酸化窒素濃度は「0.015ppm～0.028ppm」となっており、環境基準を下回る結果となりました。

また、簡易測定器の調査と併せ、1 地点（大井総合支所）で自動計測器による調査も行っています。

自動計測器による調査結果でも二酸化窒素濃度の 1 日平均値は「0.012ppm～0.035ppm」、浮遊粒子状物質の 1 日平均値は「0.008mg/m³～0.078mg/m³」、1 時間最大値は「0.069mg/m³」と環境基準を下回る結果となりました。

表 2-1-4 に簡易測定器による地点別調査結果を、表 2-1-5 に自動測定器による季節別調査結果については、埼玉県が設置している一般環境大気局の内、本市から近距離に設置されている「富士見局」のデータも併せて示しました。

表 2-1-2 調査項目及び調査期日

調査項目		調査項目	調査期間
一般環境大気 調査	簡易測定器 (フィルターバッジ)	二酸化窒素 (NO ₂)	春期：平成 19 年 7 月 3 日(火)～7 月 10 日(火) 夏期：平成 19 年 8 月 22 日(水)～8 月 29 日(水) 秋期：平成 19 年 11 月 7 日(水)～11 月 14 日(水) 冬期：平成 20 年 2 月 1 日(金)～2 月 8 日(金)
	自動測定器	二酸化窒素 (NO ₂) 浮遊粒子状物質 (SPM) 等	春期：平成 19 年 7 月 3 日(火)～7 月 9 日(月) 夏期：平成 19 年 8 月 22 日(水)～8 月 28 日(火) 秋期：平成 19 年 11 月 7 日(水)～11 月 13 日(火) 冬期：平成 20 年 2 月 1 日(金)～2 月 7 日(木)

(2) 沿道大気調査

沿道環境の大気汚染状況を把握するため、市内 1 地点（国道 254 号線沿い鶴ヶ岡 1 丁目）を年 2 回（表 2-1-3）二酸化窒素等について調査を行っています。

今回の調査では、二酸化窒素の 1 日平均値は「0.023ppm～0.033ppm」の範囲内で、浮遊粒子状物質の 1 日平均値は「0.015mg/m³～0.039mg/m³」、1 時間最大値は「0.067mg/m³」の範囲となり、本調査の結果では全て環境基準を下回る結果となりました。

また表 2-1-6 に季節別調査結果について、川越市が設置している自動車排出ガス測定局の内、本市から近距離に設置されている「川越市仙波局」のデータも併せて示しました。

表 2-1-3 調査項目及び調査期日

調査項目		調査項目	調査期間
沿道大気調査	自動測定器	二酸化窒素 (NO ₂) 浮遊粒子状物質 (SPM) 等	夏期：平成 19 年 8 月 22 日(水)～8 月 24 日(金) 秋期：平成 19 年 11 月 7 日(水)～11 月 9 日(金)

図 2-1-1 調査地点図

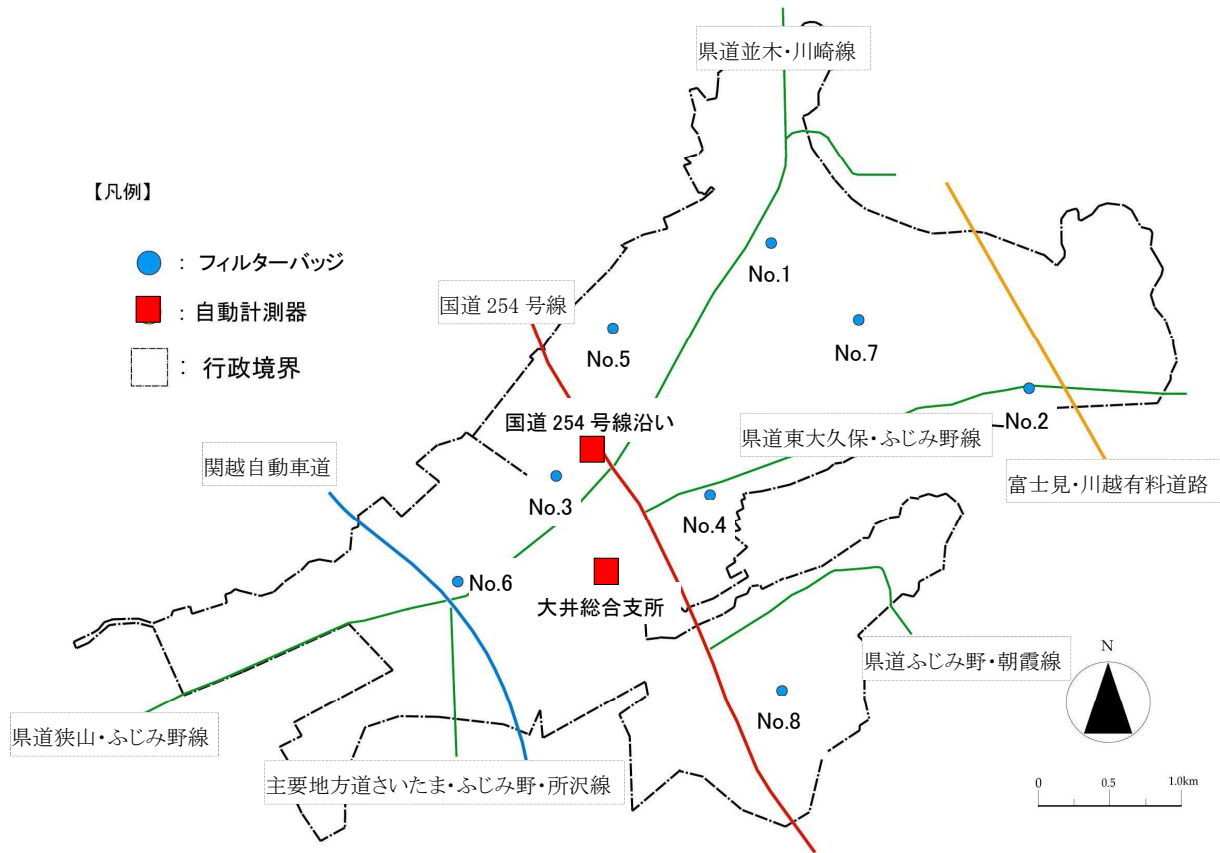


表 2-1-4 地点別調査結果（一般環境大気調査）

調査地点		二酸化窒素 (ppm)		
		地点平均値	地点最大値	地点最小値
No.1	ふじみ野市役所	0.023	0.026	0.017
No.2	さぎの森小学校	0.021	0.025	0.017
No.3	野外活動広場	0.019	0.022	0.017
No.4	亀久保小学校	0.020	0.023	0.016
No.5	西中央公園	0.020	0.022	0.017
No.6	JAいるま野農業協同組合	0.027	0.028	0.024
No.7	福岡小学校	0.019	0.023	0.015
No.8	東原小学校	0.020	0.024	0.016

表 2-1-5 季節別調査結果（一般環境大気調査）

調査地点	春期		夏期		秋期		冬期	
	1日平均 最大値	(参考) 富士見局	1日平均 最大値	(参考) 富士見局	1日平均 最大値	(参考) 富士見局	1日平均 最大値	(参考) 富士見局
二酸化窒素 (NO ₂) (ppm)	0.032	0.024	0.025	0.020	0.035	0.030	0.033	0.026
浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m ³)	0.039	0.038	0.078	0.049	0.039	0.030	0.023	0.022

表 2-1-6 季節別調査結果（沿道大気調査）

調査地点	夏期		秋期	
	1日平均 最大値	(参考) 川越市 仙波局	1日平均 最大値	(参考) 川越市 仙波局
二酸化窒素 (NO ₂) (ppm)	0.029	0.044	0.033	0.040
浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m ³)	0.038	0.045	0.039	0.038

(3) 光化学スモッグ

光化学スモッグは、工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素に、太陽の光（紫外線）があたることにより化学反応を起こし、光化学オキシダントが発生します。発生時には、目や喉の粘膜に刺激を与え、のどに痛みを感じたり目がチカチカしたりすることがあります。

そのような被害を未然に防ぐために、埼玉県南部西部地区に注意報が発令されると、本市では小・中学校、保育所等へ連絡をするとともに、防災無線を使用して市民に注意を呼びかけています。

平成 19 年度の埼玉県南西部地区の注意報の発令日数は、前年度より 9 日多い 21 日でしたが、前年に引き続き警報の発令はありませんでした。

表 2-1-7 に月別注意報発令日数を示しました。

表 2-1-7 月別注意報発令日数

(単位:日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	県南西部 地区計	埼玉県内
平成18年度	0	0	3	2	7	0	12	16
平成19年度	0	2	4	4	10	1	21	32

光化学スモッグ注意報・警報発令基準

注意報：光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき

警報：光化学オキシダント濃度が0.20ppm以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき

※光化学スモッグ注意報が発令された場合は健康被害にあわないために、

- ・屋外での激しい運動は避けましょう
- ・目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入りましょう
- ・乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害を受けやすいので、特に注意しましょう

(4) 石綿（アスベスト）

建物の、解体工事等を実施する際は、石綿の有無についての確認が法律で義務付けられています。0.1%以上石綿が含有されている場合、大気汚染防止法等関係する各法令により届出や解体時の飛散防止策、従事者の安全管理などが定められています。これらの指導は、埼玉県環境管理事務所が管轄していますが、工事周辺地域住民から市に相談が寄せられる場合もあることから、埼玉県と連携して立ち入り調査への同行、現場把握などに努めています。また、石綿含有建材を使用している建物の解体作業等については、「大気汚染防止法」により調査、届出等が義務づけられています。

2-2 水質汚濁

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭などから排出される汚水によって、河川等の水質が悪化することをいいます。

以前は、工場等からの排水が主な汚濁原因となっていました。水質汚濁防止法による規制や下水道の整備等により大きく改善されました。

河川等は、自らの汚れをきれいにする働きを持っていますが、汚れの量が限度を超えると汚濁が進みます。

本市では、市内の河川等の水質汚濁の現況を把握するために「河川等水質調査」を実施しています。

図2-2-1に調査地点図、表2-2-3に調査項目を示しました。

表 2-2-1 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級	6.5 以上	1mg/l	25mg/l	7.5mg/l	50MPN/
	自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	100ml 以下
A	水道2級	6.5 以上	2mg/l	25mg/l	7.5mg/l	1,000MPN/
	水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	100ml 以下
B	水道3級	6.5 以上	3mg/l	25mg/l	5mg/l	5,000MPN/
	水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	100ml 以下
C	水産3級	6.5 以上	5mg/l	50mg/l	5mg/l	—
	工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	—
D	工業用水2級	6.0 以上	8mg/l	100mg/l	2mg/l	—
	農業用水 及びEの欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	—
E	工業用水3級	6.0 以上	10mg/l	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/l	—
	環境保全	8.5 以下	以下		以上	—

(備考) 1:基準値は日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる)

表 2-2-2 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準（健康項目））

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
全シアン	検出されないこと 0.01mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
鉛	0.05mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
六価クロム	0.01mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
ヒ素	0.0005mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
総水銀	検出されないこと	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l 以下
PCB	0.02mg/l 以下	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ジクロロメタン	0.002mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.004mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.02mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	ふっ素	0.8mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		ほう素	1mg/l 以下

図 2-2-1 調査地点図

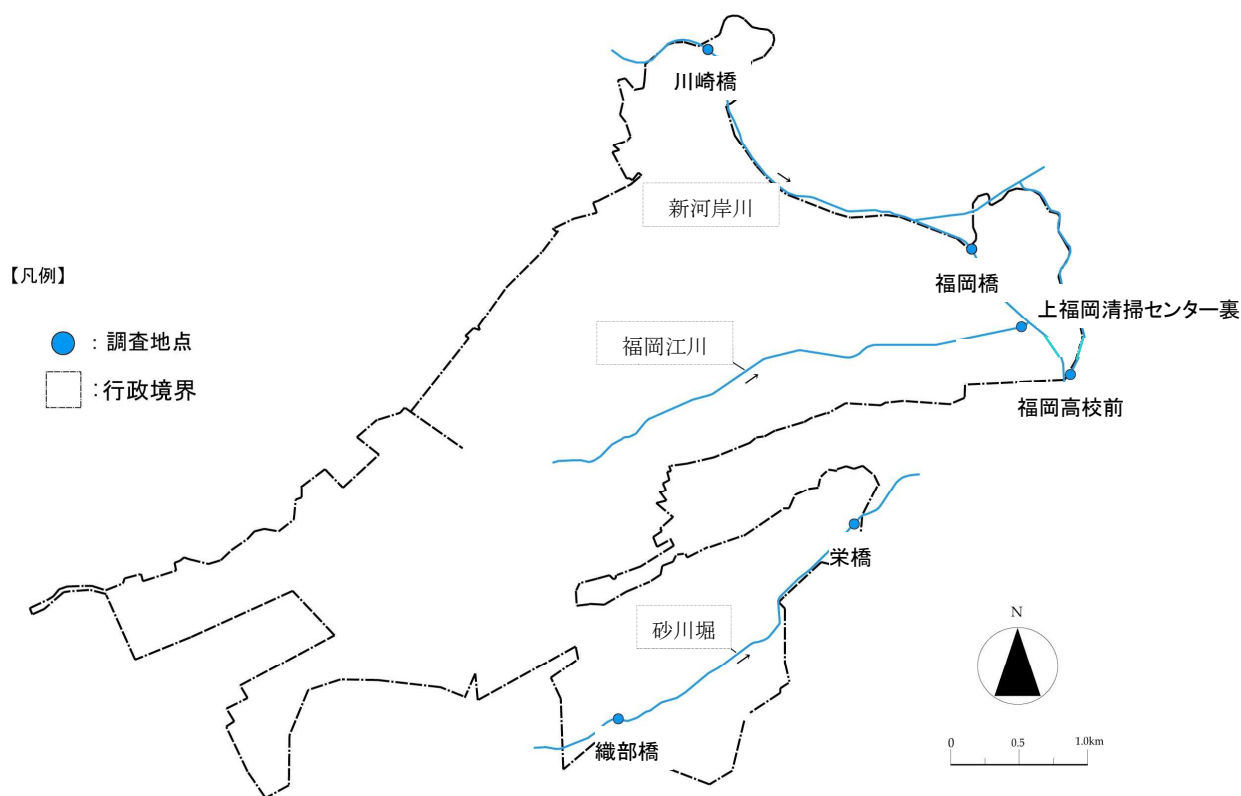


表 2-2-3 調査項目

調査項目	調査期日		平成 19 年 9 月 14 日			平成 19 年 11 月 8 日			平成 20 年 2 月 7 日			
	調査地点		新河岸川	福岡江川	砂川堀	新河岸川	福岡江川	砂川堀	新河岸川	福岡江川	砂川堀	
	川崎橋	福岡橋	福岡高校前	上福岡清掃センター裏	織部橋	栄橋	川崎橋	福岡橋	福岡高校前	上福岡清掃センター裏	織部橋	栄橋
水素イオン濃度(pH)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生物化学的酸素要求量(BOD)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浮遊物質(SS)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
溶存酸素量(DO)	○	○	○	○					○	○	○	
全窒素(T-N)	○			○	○	○			○			○
全リン(T-P)	○			○	○	○			○			○
陰イオン界面活性剤(MBAS)	○			○	○	○			○			○
総水銀(T-Hg)	○			○					○			○
有機リン	○			○					○			○
1,1,1-トリクロロエタン						○			○			
トリクロロエチレン						○			○			
テトラクロロエチレン						○			○			
クロロホルム						○			○			
ブロモジクロロメタン						○			○			
ジブロモクロロメタン						○			○			
ブロモホルム						○			○			
総トリハロメタン						○			○			
化学的酸素要求量(COD)					○	○					○	○
大腸菌群数					○	○					○	○
ノルマルヘキサン抽出物質含有量					○	○					○	○
アンモニア性窒素					○	○					○	○

(1) 河川等水質調査

市内を流れる新河岸川、公共下水道福岡江川雨水幹線、公共下水道砂川堀雨水幹線における水質汚濁の状況を調査しています。調査項目は環境基準に定められた項目や富栄養化に影響のある項目（全窒素、全リン）などについて年3回調査をしています。

新河岸川は、環境基準のD類型に指定されていますが、福岡江川は公共下水道、砂川堀は公共下水道雨水幹線のため類型指定はありません。しかしながら福岡江川及び砂川

堀についても下流域で新河岸川に流入していることから、このD類型を用いて各項目の基準値との比較を行っています。

各調査結果を環境基準（生活環境項目）と照らし合わせてみるとBODの項目を除き、全ての項目について環境基準値を下回っていました。

BODが環境基準を超過した内容については、砂川堀上流地点（三芳町境）の「織部橋」11月調査時には8.2mg/l、2月には12mg/lとなっていました。今年3回調査の平均値は7.9mg/lと現時点で水質が著しく悪化しているといえるものではありません。

しかし、更なる水質改善にあたっては、広域的な流域をもつ砂川堀雨水幹線に接続されている事業所や家庭の浄化槽の保守点検または、単独浄化槽から合併浄化槽へ切り替えなど水質改善に向けた普及啓発が必要です。そのためには、荒川右岸下水道事務所や流域自治体との広域的な取り組みが必要です。

図2-2-2に地点別BOD年度平均値経年変化、表2-2-4に地点別調査結果及び環境基準等との比較を示しました。

図2-2-2 地点別BOD年度平均値経年変化

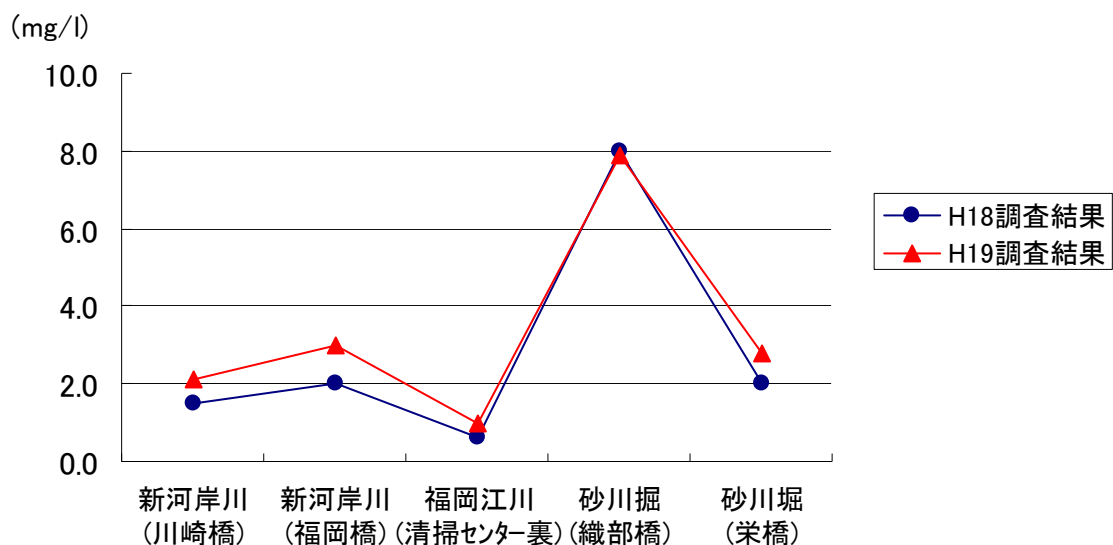


表2-2-4 地点別調査結果及び環境基準等との比較（平成19年度調査結果）

地点		項目	単位	濃度範囲	環境基準	適否
新河岸川	川崎橋	水素イオン濃度	-	6.9~7.0	6.0~8.5	○
		生物化学的酸素要求量	mg/l	1.2~3.8	8 以下	○
		浮遊物質		4~29	100 以下	○
		溶存酸素		7.2~7.5	2 以上	○
		総水銀		<0.0005	0.0005 以下	○
		1,1,1-トリクロロエタン		<0.10	1 以下	○
		トリクロロエチレン		<0.003	0.03 以下	○
		テトラクロロエチレン		<0.001	0.01 以下	○
		クロロホルム		0.0002	0.06 以下	○
	福岡橋	水素イオン濃度		-	6.9~7.1	6.0~8.5
		生物化学的酸素要求量	mg/l	1.0~6.4	8 以下	○
		浮遊物質		10~29	100 以下	○
		溶存酸素		6.6~7.1	2 以上	○
	福岡高校前	水素イオン濃度		-	6.9~7.1	6.0~8.5
		生物化学的酸素要求量	mg/l	1.3~1.7	8 以下	○
		浮遊物質		7~30	100 以下	○
溶存酸素		2.0~4.9		2 以上	○	
福岡江川	水素イオン濃度	-		6.6~6.7	6.0~8.5	○
	生物化学的酸素要求量	mg/l	0.7~1.2	8 以下	○	
	浮遊物質		1~2	100 以下	○	
	溶存酸素		8.7~10.0	2 以上	○	
	総水銀		<0.0005	0.0005 以下	○	
	1,1,1-トリクロロエタン		<0.10	1 以下	○	
	トリクロロエチレン		0.005	0.03 以下	○	
	テトラクロロエチレン		0.003	0.01 以下	○	
	クロロホルム		0.0004	0.06 以下	○	
砂川堀	織部橋		水素イオン濃度	-	7.6~7.7	6.0~8.5
		生物化学的酸素要求量	mg/l	3.4~12	8 以下	×
		浮遊物質		2~20	100 以下	○
	栄橋	水素イオン濃度		-	6.9~7.0	6.0~8.5
		生物化学的酸素要求量	mg/l	1.1~4.9	8 以下	○
		浮遊物質		1~4	100 以下	○

※ 環境基準について、総水銀は「人の健康の保護に関する基準(年間平均値)」、それ以外は「生活環境の保全に関する基準:D類型(日間平均値)」を示す。なお、クロロホルムは「水質要監視項目」の指針値。

※ 適否の欄は環境基準との比較 記号「○」は満足、記号「×」は超過を含む。

2-3 騒音・振動

騒音規制法・振動規制法では、金属加工機械など著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設、特定施設を設置する工場等を特定工場等として規制するとともに、法で定められた特定施設に加えて、埼玉県生活環境保全条例により指定騒音施設、指定振動施設及び指定騒音作業を定め、騒音・振動の規制を行っています。

また、埼玉県生活環境保全条例では、建設作業に伴う著しい騒音・振動を発生する作業や、夜間にカラオケを使用する飲食店営業からの騒音、商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合の騒音についても規制がされています。

騒音の目安

90 デシベル	大声による独唱、騒々しい工場の中
80 デシベル	地下鉄の車内
70 デシベル	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60 デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50 デシベル	静かな事務所
40 デシベル	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30 デシベル	郊外の深夜、ささやき声

振動の目安

80 デシベル	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震
70 デシベル	大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの地震
60 デシベル	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震
50 デシベル	人体に感じないで地震計に記録される程度
40 デシベル	

表 2-3-1 騒音に係る環境基準

地域の区分		時間の区分	
		昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
A 地域	第 1 種低層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第 2 種低層住居専用地域		
B 地域	第 1 種中高層住居専用地域		
	第 2 種中高層住居専用地域		
C 地域	第 1 種住居地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	第 2 種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

表 2-3-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2-3-3 幹線道路を担う道路に近接する空間の特例値

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
屋 外	70 デシベル以下	65 デシベル以下
窓を閉めた室内	45 デシベル以下	40 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

表 2-3-4 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

地域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
1	a区域及びb区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度(これを「要請限度」という)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。

また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を述べることもできるとなっている。

区域の種類 a 地域・・・(1)第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域。

(2)安行近郊緑地保全区域(市街化調整区域の部分に限る。)、狭山近郊緑地保全区域及び狭山近郊緑地保全区域及び平林寺近郊緑地保全区域。

b 区域・・・第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めていない地域(a 区域の項の(2)を除く。)

c 区域・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

表 2-3-5 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

地域の区分		時間の区分	
		昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～8 時)
第 1 種区域	第 1 種、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種、第 2 種住居地域、準工業地域、 用途地域の定めのない地域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル

備考

住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、振動規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度(これを「要請限度」という)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。

また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等について要請することができるとなっている。

(1) 法令に基づく届出受理件数

本市では、「騒音規制法」「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例（騒音振動に係る一部）」に基づき、特定施設の設置や特定建設作業の実施、カラオケが設置された飲食店等による深夜営業等を行う場合の届出の際に、規制基準を遵守するよう指導を行っています。

また、必要に応じて測定を行い、基準が守られていない場合には改善指導を行います。平成 19 年度の届出受理件数は、表 2-3-6 のとおりです。

表 2-3-6 届出受理件数

騒音に関する届出		45
内 訳	特定(指定)施設の設置	5
	特定施設数等の変更届	2
	特定建設作業実施届	19
	深夜営業騒音届	19
振動に関する届出		19
内 訳	特定(指定)施設の設置	4
	特定施設数等の変更届	1
	特定建設作業実施届	14
公害防止組織に関する届出		6
その他(氏名変更届等)届出		9

(2) 道路交通騒音・振動の状況

ふじみ野市内における主要幹線道路の騒音、振動及び交通量の現状を把握するため、市内4地点を設定し年1回（平成19年12月3日(月)10時から12年4日(火)10時までの24時間）調査を実施しました。

道路交通騒音の調査結果を環境基準と比較してみると、調査地点No.1は昼間、夜間の時間帯平均値ともに下回っており、地点No.2、No.3、No.4は昼間、夜間の時間帯平均値ともに上回っていました。

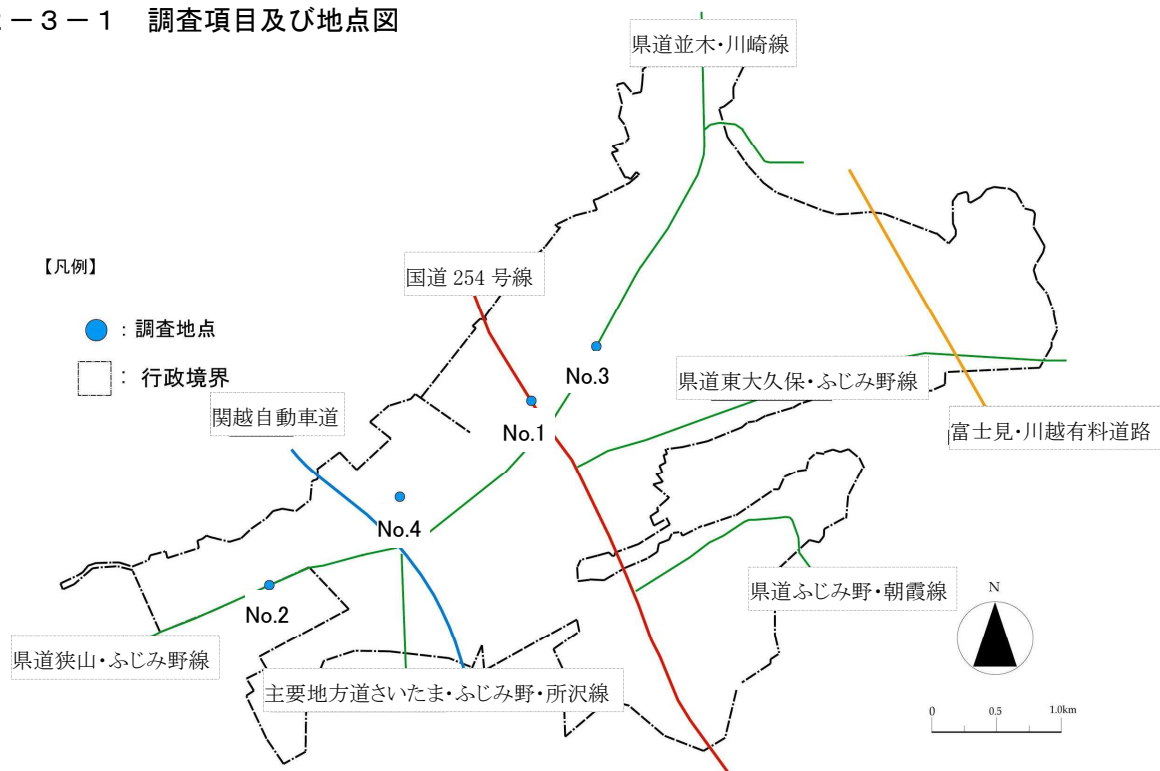
要請限度と比較すると、地点No.1、No.4は昼間、夜間の時間帯ともに下回っており、地点No.2、No.3は昼間の時間帯平均値は下回っていましたが、夜間は上回っていました。

今回の調査結果で環境基準等を超過した理由としては、測定地点である道路敷地境界と車道との位置が近いことや朝方の大型車通過台数が多いことなどが考えられます。

道路交通振動の調査結果を要請限度と比較してみると、全ての調査地点で要請限度を下回っていた。

図2-3-1に調査項目及び地点図、表2-3-7に、地点別調査結果（騒音）、表2-3-8に地点別調査結果（振動）を示しました。

図2-3-1 調査項目及び地点図



調査地点	項目	対象道路	用途地域
No.1	鶴ヶ岡 2-25 付近	国道 254 号線	第二種住居地域
No.2	亀久保 1696 付近	県道狭山・ふじみ野線	無指定地域
No.3	上福岡 4-4 付近	主要地方道さいたま・ふじみ野・所沢線	近隣商業地域
No.4	西鶴ヶ岡 2-15 付近	市道 2-1 号線	第一種中高層住居専用地域

表 2-3-7 地点別調査結果（騒音）

測定地点		時間帯	時間区分平均値(デシベル)			
			昼間 (6時～22時)	適否	夜間 (22時～6時)	適否
No.1	国道 254 号線	66	○ ○	65	○ ○	
No.2	県道狭山・ふじみ野線	75	× ○	71	× ×	
No.3	主要地方道さいたま・ふじみ野・所沢線	71	× ○	72	× ×	
No.4	市道 2-1 号線	70	× ○	65	× ○	
環境基準(特例値) ※項目上段		60(70)		55(65)		
要請基準(特例値) ※項目下段		70(75)		65(70)		

※ No.1、2、3の環境基準、要請限度は対象が国道及び県道であることから「幹線道路を担う道路に近接する空間」の特例値を適用させた。

※ No.4の環境基準、要請限度は対象が市道で第1種中高層住居専用地域のため「道路に面する地域のA地域」の基準値を適用させた。

※ 適否の欄「○」は満足、「×」は超過

表 2-3-8 地点別調査結果（振動）

測定地点		時間帯	時間区分平均値(デシベル)			
			昼間 (8時～19時)	適否	夜間 (19時～8時)	適否
No.1	国道 254 号線	49	○	47	○	
No.2	県道狭山・ふじみ野線	48	○	40	○	
No.3	主要地方道さいたま・ふじみ野・所沢線	51	○	53	○	
No.4	市道 2-1 号線	51	○	41	○	
要請基準(特例値) ※項目下段		65(70)		60(65)		

※ 要請限度は、No.1が第二種住居地域、No.2が無指定地域、No.4が第一種中高層住居専用地域のため第1種区域の基準値を適用。

※ 要請限度は、No.3が近隣商業地域のため第2種区域の基準値を適用。

※ 適否の欄「○」は満足、「×」は超過

2-4 悪臭

「悪臭」とは、人が感じる「いやなにおい」「不快なにおい」の総称です。一般的に悪臭は感覚公害とも言われています。従来、悪臭苦情の多くは、畜産農業や製造工場から発生していましたが、最近では、飲食店などサービス業から発生する様々な臭気が混合した複合臭による悪臭が増加し、従来の特定悪臭物質（アンモニアや硫化水素など 22 物質）の濃度を規制する方法では対応が困難な状況が生じています。

そのような、現状から、埼玉県では従来、悪臭防止法の特定悪臭物質の濃度規制および生活環境保全条例による規制を行ってきましたが、平成 18 年 10 月 1 日から、人間の嗅覚に基づく臭い全体の強さで規制する臭気指数規制を加える法改正を行いました。

ふじみ野市においても、平成 19 年 4 月 1 日から、臭気指数規制地域となっています。

悪臭防止法		
①特定悪臭物質濃度規制	アンモニアなど特定 22 の悪臭物質の濃度が法律で定められた規制基準値を超えるかどうかで判断する。	
②臭気指数規制	臭いについて、資格をもった臭気判定士が決められた手法で指数値を算出し、規制値を超えるかどうかで判断する。	
	規制基準	基準値
1号規制 (敷地境界線による 規制基準)	A 区域	臭気指数 15
	B 区域	臭気指数 18
	C 区域	臭気指数 18
2号規制 (煙突等の排出口 における規制基準)	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める換算式により算出する。	
3号規制 (排出水中の規制基準)	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める換算式により算出する。	
※ 区域区分	A 区域(B,C 区域以外の区域) B 区域(農業振興地域) C 区域(工業地域・工場専用地域)	
埼玉県生活環境保全条例		
規制対象業種(塗装工事業など 13 種)の臭気濃度について、敷地境界線及び気体排出口をそれぞれ3つの区域区分により規制している。		
※ 区域区分	<ul style="list-style-type: none"> ・下記以外の区域 ・近隣商業地域、商業地域、準工業地域 ・工業地域、工業専用地域 	

2-5 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げにより地下水位が低下し、粘土層が収縮するために生じます。一旦沈下した地盤は再びもとに戻ることはありません。そこで、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下の防止を目的として、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」により地下水の採取が規制されています。

埼玉県では、被害が生じるおそれのある地盤の変動量として年間 20mm 以上を目安とし、毎年測量調査を実施しています。

現在、本市には6つの調査地点があり、それぞれの調査結果をみると過去5年間（平成15年1月1日～平成20年1月1日）の最大変動量は-19mmであり、1年間（平成19年1月1日～平成20年1月1日）の平均変動量は-6mmとなりました。

本市が含まれる西部地域は、過去、年間最大沈下量が272mmを記録した所沢市も昭和49年7月から上水道用に県水が供給されて以来、沈下量は年々減少し、沈静化傾向が続いています。平成20年1月1日調査時点この地域の1年間の平均変動量は-4mm、最大沈下量は所沢市の16mmとなりました。

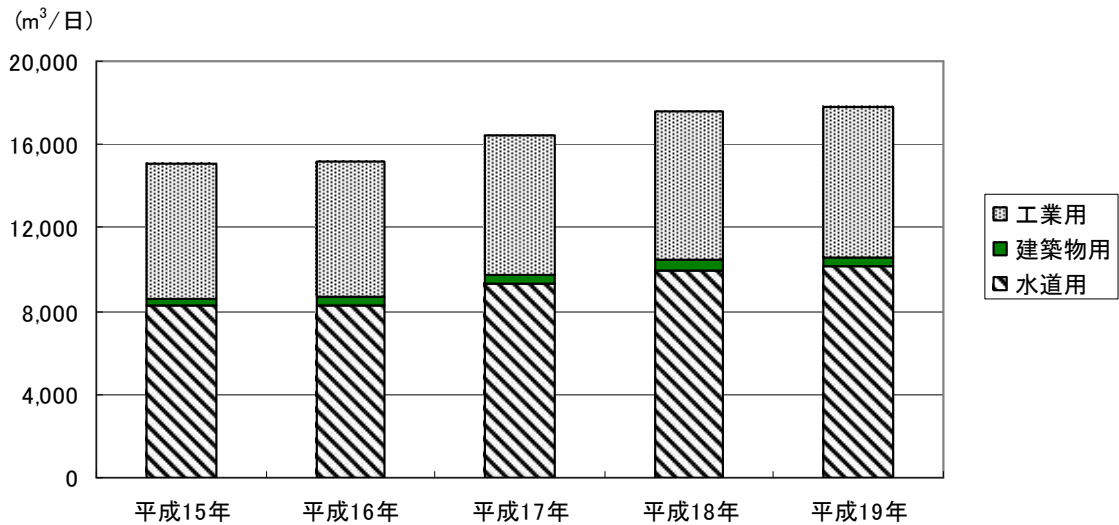
表2-5-1に水準測量成果表、図2-5-1に本市域地下水採水量の推移を示しました。

表2-5-1 水準測量成果表

基標番号	所在地	調査開始年月日	年別変動量 H19.1.1～ H20.1.1 (mm)	過去5年間の 変動量 H15.1.1～ H16.1.1 (mm)	調査開始 年からの 変動量 (mm)	備考
上福岡 BM1	西小学校	S56.1.1	-4	-19	-334	
03-02	県立福岡高等学校 北西側門前	H17.1.1	-5		-16	平成16年度 新設
2,786	大井小学校歩道橋前	S48.1.1	-4	-10	-469	※国設置
大井 BM1	神明神社境内	S48.1.1	-6	-18	-631	
60-01	浄水場管理事務所内	S61.1.1	-7	-14	-128	
大井 BM3	(株)渋谷製作所内	H17.1.1	-8		-13	

(出典:平成19年度埼玉県地盤沈下調査報告書)

図 2-5-1 ふじみ野市域地下水採水量の推移



2-6 土壌汚染対策

「土壌汚染対策法」や「埼玉県生活環境保全条例」では、カドミウム、シアン、鉛等特定有害物質（25物質）を使用する事業所等が廃止された場合には、土壌調査を実施することや土壌汚染が確認された場合には必要な措置を講じることが定められています。

「土壌汚染対策法」では、調査により汚染が確認された土地を都道府県知事が指定し、公示するなどが定められ、「埼玉県生活環境保全条例」では事業所の廃止などに伴う調査のほかに3,000m²以上の造成などによる土地改変などを行う場合には、土地履歴調査の実施が定められ、土壌汚染が認められる場合には、汚染拡散防止措置等を講じる必要があると規定されています。

2-7 化学物質等

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRT R法）は、人の健康や動植物に有害となるおそれのある化学物質について、事業者が環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物等に伴う事業者外への移動量の把握に関する措置を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

対象となる化学物質は、人の健康や生態系に有害なおそれがあるなどの性状を有するもので、環境中にどれぐらい存在しているかによって「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」の2つに区分されています。

このうち、PRT R制度の対象となるのは、「第一種指定化学物質」の354物質です。業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量等で一定の条件に合致する事業者が、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出を義務付けられます。

(1) ダイオキシン類の状況

本市では、大気中のダイオキシン類等による環境汚染状況を把握するため、大気を 5 地点で年 2 回、土壌は 6 地点で年 1 回、調査を実施しました。

平成 19 年度の調査結果については、表 2-7-2 大気、土壌調査結果のとおり、全ての地点で環境基準を下回っていました。

また、各年度実施しているダイオキシン類状況の調査結果について経年変化をみるために年平均値を捉え、大気調査結果については、表 2-7-3、土壌調査結果については、表 2-7-4 に示しました。

表 2-7-1 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l 以下	日本工業規格K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表 2-7-2 大気、土壌調査結果

調査地点	大気 (pg-TEQ/m ³)			土壌 (pg-TEQ/g)
	平成 19 年 8 月	平成 20 年 2 月	平均値	平成 20 年 2 月
ふじみ野市役所	0.048	0.078	0.063	—
(財)運動公園施設	0.042	0.081	0.062	—
東原小学校	0.037	0.063	0.050	0.96
三角小学校	0.046	0.075	0.061	1.3
大井総合体育館	0.057	0.088	0.073	22
西小学校	—	—	—	2.8
駒西小学校	—	—	—	1.6
福岡小学校	—	—	—	3.2

表 2-7-3 大気調査経年変化

(単位:pg-TEQ/m³)

調査地点	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
ふじみ野市役所	0.088	0.063	0.30	0.058	0.063
(財)運動公園施設	0.11	0.064	0.043	0.061	0.062
東原小学校	0.083	0.056	0.049	0.049	0.050
三角小学校	0.071	0.054	0.051	0.051	0.061
大井総合体育館	0.11	0.080	0.053	0.056	0.073

表 2-7-4 土壌調査経年変化

(単位:pg-TEQ/g)

調査地点	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
東原小学校	2.3	2.1	2.1	1.8	0.96
三角小学校	4.3	9.4	9.4	0.16	1.3
大井総合体育館	75	16	16	3.5	22
西小学校	1.1	2.6	2.9	1.5	2.8
駒西小学校	0.023	0.69	0.68	2.1	1.6
福岡小学校	3.0	2.4	2.2	4.8	3.2

2-8 地域の環境衛生

(1) 空き地の環境保全

ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 117 号）に基づき、住宅地などの空き地に繁茂した雑草により火災や犯罪の発生、ごみの不法投棄など非衛生の状態になることを未然に防止するため、土地の所有者に対して適正な維持管理を指導・助言を行っています。平成 19 年度空き地の不適正管理による苦情相談は 35 件あり、随時現地調査後所有者に対し指導を行っています。

また、空き家の不良状態に対する苦情件数も増加していますが、行政が関与できる条例等の根拠がないため民事的な解決が求められています。

(2) 地域環境美化自主活動支援制度

地域環境美化自主活動支援事業実施要綱（平成 17 年 10 月 1 日告示第 148 号）に基づき、自治会等の団体が市内の公道や公園等公共の場所において自主的に行うごみ回収活動を市へ申請することにより、市は回収ごみの運搬支援やごみ袋の配布などの支援を行っています。地域住民による地域の環境美化活動として、年間を通して実施されています。

表 2-8-1 地域環境美化自主活動実績

年度	実施団体数	参加人数(人)	ごみ回収量(kg)
平成 18 年度	41	4,378	6,550
平成 19 年度	64	6,502	9,790

(3) 地域クリーン推進員制度

平成 10 年度旧大井町で地域環境美化の推進を目的に制度化されました。

平成 19 年度地域環境保全及びごみ減量化の推進を目的に「ふじみ野市地域クリーン推進員設置要綱」を制定し、ふじみ野市全域の自治会・町会・町内会から 2 名、任期 2 年の委嘱を行っています。活動内容は、地域環境美化自主活動の実施、地域のごみ集積所やごみの分別、不法投棄などの点検を行い、その結果を巡回報告書で市に報告するなど地域の環境保全活動の推進を担っています。

地域クリーン推進員の状況		
平成 19 年度 地域クリーン推進員選出数	51 団体	(104 人)
(内訳) ・上福岡地区自治会・町内会	52 名	
・大井地区町会	52 名	

(4) 犬の登録及び狂犬病の予防

狂犬病は、日本においては昭和 26 年以降発症した事例はありませんが、世界的には蔓延しており海外渡航へ犬を同行させる場合は、狂犬病予防注射と共にマイクロチップの義務付けがされています。ペットとしての犬の飼育は増加しており、市では、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射済票等の交付事務を行うなかで登録や注射接種率の向上を図っています。

また、犬の飼い方をめぐるトラブル（犬の鳴き声、糞の置去り等）も増加しており、平成 19 年度の苦情は 24 件にのぼるなど、飼い主としてのマナーや責任が問われています。

所沢保健所管内狂犬病予防協会

狂犬病予防法及び埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき普及・啓発事業を展開するため、埼玉県所沢保健所、埼玉県獣医師会所沢東部班、富士見市、ふじみ野市、三芳町により組織されています。

①実施事業

- ・集合狂犬病予防注射(2市1町で3,081頭) 平成19年4月11日～25日
- ・犬の飼い方しつけ方教室(53名参加) 平成19年12月8日

表 2 - 8 - 2 飼い犬の登録、狂犬病予防注射接種状況

年 度	登録頭数	狂犬病予防注射頭数	接種率(%)
平成 17 年度	4,036	2,974	73.7
平成 18 年度	4,113	3,023	73.5
平成 19 年度	4,234	3,108	73.4

(5) 墓地等の設置及び管理

合併以前の旧市町において平成 13 年度、埼玉県墓地等の経営等の許可事務に係る埼玉県からの権限委譲を受け、合併後は「ふじみ野市墓地等の設置及び管理に関する条例」を制定（平成 17 年 10 月 1 日条例第 114 号）しました。

「墓地、埋葬等に関する法律」では、墓地等の管理及び埋葬等は 国民の宗教感情に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われるべきとされており、本市における墓地経営の許可をはじめとする墓地行政については、このような法の趣旨に基づいた上で、地域的特性等の考慮、経営主体の基準（宗教法人等の要件）、設置場所の基準（住宅地等からの距離等）、施設の基準（緑地帯、障壁等、緑地帯その他付帯設備）及び経営者の責務（管理運営等）を定め、墓地等の開発事前指導等を行っています。

表 2-8-3 市内の墓地状況

設置形態	箇所数
宗教法人	5
公園墓地	1
旧字等地域共同墓地	49
個人墓地	24

(6) 市民葬祭制度

旧上福岡市において「上福岡市葬祭用具の飾り付け事業委託に関する取扱要綱」（平成 5 年上福岡市告示第 13 号）により、実施されていた制度を合併に伴い新たに「ふじみ野市市民葬祭制度」（平成 17 年 10 月告示第 10 号）として制定しました。

市民葬祭制度は、市民が葬儀を行うにあたり、市が指定する指定葬祭業者が市が定めた葬祭料金で行う葬儀をいいます。

お棺、霊柩車、火葬などの標準葬祭用具（仏式）と費用（198,000 円）を定め、市民の葬儀に係る費用の明瞭化と軽減を図ることで、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。

表 2-8-4 市民葬祭件数及び指定葬祭業者

年度	件数
平成 18 年度	109
平成 19 年度	97

指定葬祭業者(平成 19 年度)
(株)埼玉金周、(有)すがい祭典、(有)上福岡葬祭、(株)いるまのサービス、(株)東上セレモサービス

3 環境啓発等取組状況

3 環境啓発等取組状況

(1) 環境フェア

地域のごみ問題、地球温暖化、自然環境保全などの環境問題について、市民、事業者、行政それぞれの立場から環境保全の重要性を広くアピールするために開催しました。

開催テーマ：「育てよう広げよう いのちにやさしい環境を」

(ア) 環境フェア パートⅠ

- 1) 日時 平成 19 年 11 月 17 日 (土) 午前 10 時～午後 3 時
- 2) 会場 東久保中央公園
- 3) 来場者数 約 2,000 人
- 4) 主催 ふじみ野市環境フェア実行委員会 (16 団体)
- 5) 共催 ふじみ野市
- 6) 参加協力団体・事業所等 (7 事業所)
- 7) 内容
 - 模擬店コーナー リユース食器を使ったごみをださないエコな模擬店
 - 展示・実演コーナー リサイクル布草履実演販売/水引で小物作り・牛乳パックでコマ作り/脱穀の実演・体験、古代米の販売/ダンボールのビニール紐で籠編み/環境に関する実験・クイズ・展示
 - 即売コーナー 古本販売/フリーマーケット/古布を使った手作り小物販売
 - 企業出展 電気自動車展示・尾瀬の自然保護活動展/環境配慮の取り組み展示
 - 環境活動団体展示 地球温暖化に関するパネル展示
 - 環境課展示
 - ・環境ポスターコンクール入選作品の展示
 - ・環境課主催事業の記録展示
 - フリーマーケット (※一般参加による開催) 35 グループ、50 区画の参加

(イ) 環境フェア パートⅡ

- 1) 日時 平成 19 年 12 月 2 日 (日) 午前 10 時～午後 4 時 30 分
- 2) 会場 大井中央公民館 視聴覚室・ホワイエ・展示室
- 3) 来場者数 約 300 人 ※環境ポスターコンクール展の来場者は除く
- 4) 主催 ふじみ野市環境フェア実行委員会 17 団体
- 5) 共催 埼玉県・ふじみ野市
- 6) 参加協力団体・事業所等 6 事業所
- 7) 内容
 - 団体、事業者、学校等による環境への取り組み展示 午前 10 時～午後 4 時

○記念講演 午後1時30分～ 於：視聴覚室
 演題「わたしたちにできること～ふじみ野市から地球温暖化を考える」
 講師 村山貢司氏（気象予報士）

○パネルディスカッション 午後2時45分～ 於：視聴覚室
 テーマ「協働の力で環境のまちづくりを」
 パネラー 横田充代氏（上福岡くらしの会会長）
 仁瓶貴行氏（ふじみ野市リサイクル協同組合事務局長）
 野崎亮太氏（埼玉県立福岡高等学校教諭）
 中山智晴氏（文京学院大学人間学部共生社会学科 准教授）
 原 繁夫（ふじみ野市市民生活部環境課長）

コーディネーター

秋元智子氏（埼玉県地球温暖化防止活動推進センター事務局長）

（2）環境ポスターコンクール

環境教育の一環として、次世代を担う児童・生徒たちに、ポスターの作成を通し、地球環境を大切にしようとする意識の向上を図ることを目的とし実施しました。

① 募集期間 平成19年9月21日（金）〆切り

② テーマ 地球温暖化/省エネ/環境全般

③ 応募点数及び入賞作品

応募点数全 61点（小学校低学年20点、高学年35点、中学校6点）

入賞作品 16点

○ふじみ野市長賞 根本開登さん（元福小1年）

	小学校低学年	小学校高学年	中学校
金賞	根本開登さん（元福小1年）	伊藤明香さん（亀久保小6年）	渡辺佳奈枝さん（大井東中2年）
銀賞	岩脇美沙希さん（鶴ヶ丘小2年）	山崎麻穂さん（福岡小1年）	高林麻美さん（大井東中2年）
銅賞	鈴木雄登さん（元福小3年）	山下瑞稀さん（亀久保小4年）	川島萌さん（花の木中1年）
佳作	茂木舞衣さん（大井小3年）	園田友香さん（西原小4年） 石川菜さん（上野台小4年） 澁野あゆ美さん（西小5年）	加藤美奈さん（大井東中2年） 伊藤凜菜さん（大井東中2年） 出口麻耶さん（大井東中2年）

④ 展示

1) 入賞作品展示 平成19年11月17日（土）午前10時～午後3時まで
 於：東久保中央公園

2) 応募作品展示 平成19年11月22日（木）～12月2日（日）
 午前8時～午後9時30分
 於：大井中央公民館 展示室

⑤ その他

ふじみ野市長賞、金賞、銀賞、銅賞については平成20年度ごみの収集カレンダーに掲載しました。

(3) 親子環境教室

親子で参加できる環境学習の場として「ふじみ野&尾瀬エコツアー」を開催し、全3日間の親子環境教室を開催しました。

- ・参加者 延べ75人
- ・対象 小・中学生（親子参加）
- ・協力 東京電力㈱志木支社

文京学院大学人間学部中山ゼミ

	日時・会場・参加者数	内 容	講 師 等
1	平成19年7月28日(土) 午前10時～正午 西公民館 集会室 参加者 23人 (うち子ども11人)	・エネルギーの話 ・電気を作ってみよう 「ソーラーメロディづくり」	東京電力㈱志木支社 渉外・広報グループ
2	平成19年8月18日(土) 午前6時20分 市役所集合 午後7時30分散 参加者 39人 (うち子ども12人)	・エコツアー 尾瀬自然観察会と環境保全活動	尾瀬林業㈱ 東京電力㈱
3	平成19年8月25日(土) 午前9時30分～3時 上福岡歴史民俗資料館 参加者 13人 (うち子ども3人)	・川と共に生きる～新河岸川舟運 歴史民俗資料館常設展示見学 ・生き物いっぱいビオトープってなに？ ビオトープ1～3号地見学 ・アクション・プランを作ろう！	歴史民俗資料館学芸員 埼玉県生態系保護協会 ふじみ野支部

(4) 雑木林を楽しもうプロジェクト

市内に残る貴重な雑木林が持つ効用や自然の中での役割を肌で感じ、同時にポイ捨ての現状や保全活動の現状などを知っていただく機会として開催しました。

- ・参加者 延べ24人

	日時・会場・参加者数	内 容	講 師
1	平成19年10月20日(土) 午後1時～3時半 西八丁緑地 参加者 7人	・竹のスリットドラムづくり (小学校高学年以上)	スズキ キヨシ氏 (パーカッションリスト)
2	平成19年10月21日(日) 午後1時半～3時半 西八丁緑地 参加者 17人	・ひょうたんオカリナづくり (小学生以上)	スズキ キヨシ氏 (パーカッションリスト)

(5) 環境教育研修会（教員対象）

平成 15 年に「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が施行され、市町村は学校教育等における環境教育にかかる支援等を行なうよう明記されたことから、小中学校の総合学習の時間や授業のなかで環境教育に取り組む際に必要な環境教育の目的・手法などを学び実践していただくために教員対象環境教育研修会を開催しました。

・参加者 30 人

日時・会場・参加者数	内 容	講 師
平成 19 年 7 月 31 日 (火) 午後 1 時半～3 時半 西公民館 第 2 学習室	・環境教育はじめの一步 環境教育の必要性と理念 環境教育の実践例紹介	秋元智子氏 (埼玉県地球温暖化防止活動推進センター事務局長)

(6) こどもエコクラブ

子どもたちが主体的に行なう環境保全活動及び環境学習を行う場づくりとして平成 7 年に環境省（当時環境庁）が発足させた事業です。事業の目的は、人間と環境の関わりについて理解を深め、環境を大切に思う心を育成し、子どもたちが広く環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度及び環境問題を解決する能力を育成します。

表 3-1 平成 19 年度 こどもエコクラブ数

No.	グループ名	メンバー(人)	サポーター数(人)
1	西原小エコクラブ	50	2
2	エコ名人クラブ亀小 4 の 1	31	1
3	エコ名人クラブ亀小 4 の 2	32	1
4	エコ名人クラブ亀小 4 の 3	31	1
	計	144	5

(7) エコライフ DAY 2007 (埼玉県事業)

地球温暖化防止対策の一環として埼玉県が実施している「エコライフ DAY 2007」にふじみ野市として取り組みました。

環境のことを学習する小学 4 年生、中学 1 年生にチェックシートの取り組みを依頼し、家族とともに CO₂ 削減に向けた取り組みを行いました。

・参加人数 延べ 1,029 人

・CO₂削減量 682,446g

※今回の削減量は、直径 26cm 高さ 22m の 50 年経った杉の木が一年間に吸収する二酸化炭素量を 14kg として計算した場合、杉の木 48 本分に相当します。

エコライフ DAY

削減できた二酸化炭素量が計算できるようになっているチェックシートを見ながら、一日省エネ・省資源など環境に配慮した生活を行い、エコライフをはじめのきっかけとしていく事業。

(埼玉県地球温暖化対策課主催事業)

4 自然環境の保全

4 自然環境の保全

(1) 緑地の状況

都市化により市内の緑地は減少傾向にあります。

緑地の減少を抑制するとともに、すべての市民が健康で快適な生活が営めるよう自然と生活の調和した良好な自然環境を保全するため「ふじみ野市みどりの条例」・「同施行規則」に基づき緑地及び樹木等の指定を行っています。

また、「公開緑地」として市民に公開することを条件に市が民有緑地を借上げ市民に公開している緑地が6か所あります。

さらに、埼玉県指定の「ふるさとの緑の景観地」として2か所指定を受けています。

表4-1 緑地保護地区等の状況

緑地保護地区数	60か所
緑地保護地区面積	163,894.4m ²
保存樹木本数	293本

(平成20年3月31日現在)

緑地保護地区

緑地保護地区は、樹木が林立している土地の面積が300m²以上あり、良好な環境を確保するために必要と認められたもの。または、樹木のある神社、寺院等の境内(その周辺を含む。)で良好な環境を保っていると認められる樹林

保存樹木

保存樹木は、次のいずれかに該当するものについて指定を行っています。

- ・ 樹形が特に優れているもの
- ・ 1.2mの高さにおける幹の周囲が1m以上であるもの
- ・ 株立した樹木で高さが2.5m以上であるもの
- ・ 高さが10m以上であるもの
- ・ はん登性樹木で枝葉の面積が25m²以上であるもの

※はん登性樹木：つる等により木や石等に付着して枝葉を広げる樹木。

表4-2 公開緑地

図地点	名称	所在地	面積(m ²)	指定年月日
No.1	緑ヶ丘緑地	緑ヶ丘 2-1930-1	3,915	H10.7.1
No.2	西八丁緑地	亀久保 1676-1	6,821	H19.3.31
No.3	むさしのグリーンパーク	大井武蔵野 1354-1	4,635	H13.12
No.4	三ヶ島緑地	亀久保 1807-1	3,046	H10.7.1
No.5	緑地公園	福岡 3-1226 外	8,714	S62.10.1
No.6	大井弁天の森	大井 221 外	31,486	S60.

※西八丁緑地の公開面積は3,618 m²

(平成20年3月31日現在)

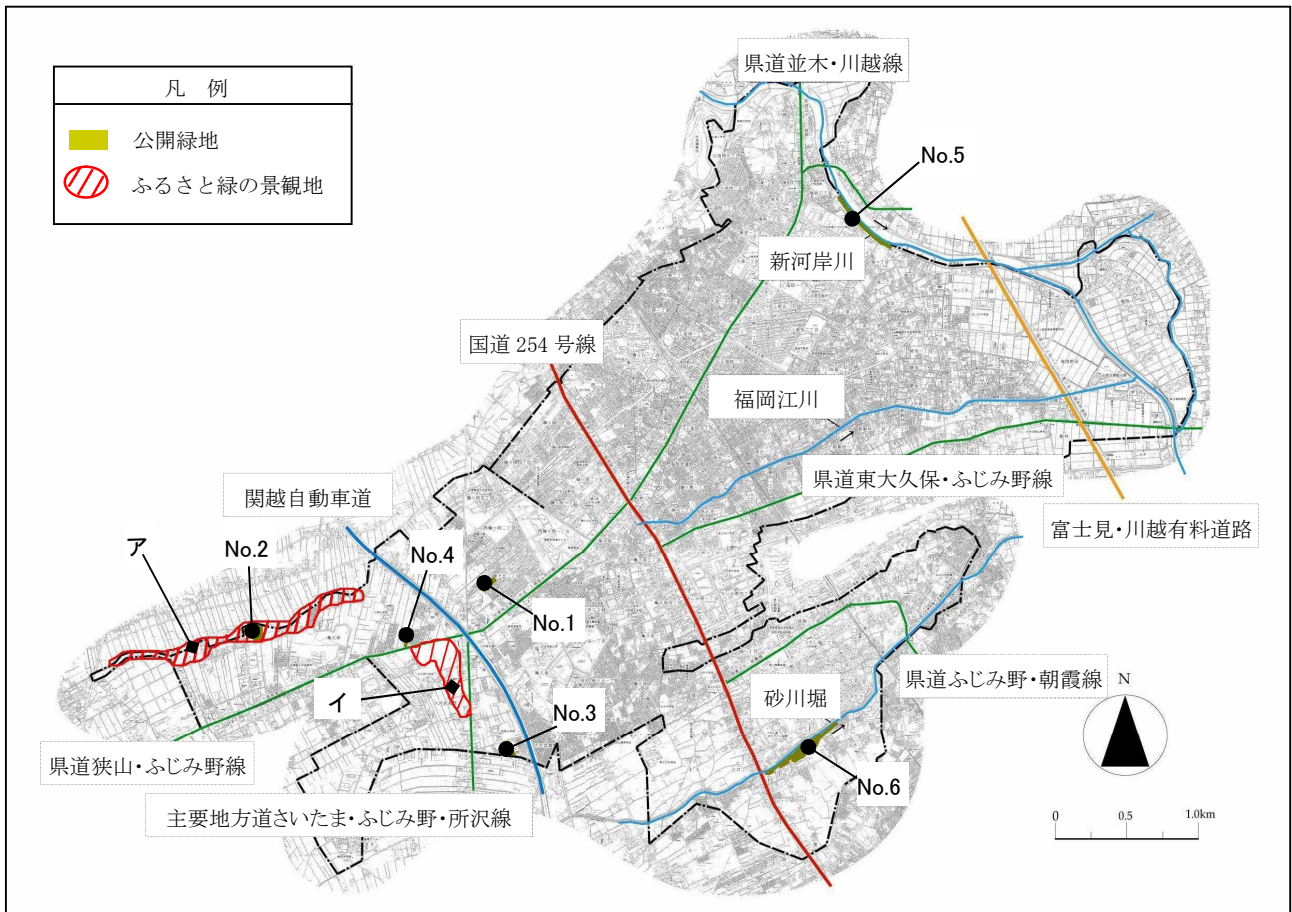
表 4-3 ふるさと緑の景観地（埼玉県指定）

図地点	名称	所在地	面積 (m ²)	指定年月日
ア	ふじみ野市八丁ふるさと緑の景観地	亀久保 1602-1 の一部 及び三角 1697-13 外	57,402	S56.3.20
イ	ふじみ野市武蔵野ふるさと緑の景観地	大井武蔵野 1271-2	25,822	S59.3.31

（平成 20 年 3 月 31 日現在）

※ 埼玉県条例「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」（平成 17 年 10 月 1 日施行）に基づき
景観に優れた緑地を埼玉県が指定

図 4-1 公開緑地及びふるさと緑の景観地



(2) 鳥獣保護

① 傷病野生鳥獣の保護

埼玉県では、埼玉県獣医師会に委託し、埼玉県内 48 か所の傷病野生鳥獣保護診療機関を指定し、野生鳥獣の保護を行っています。怪我をした野生鳥獣を保護し、指定医療機関へ連れて行くと、無料で受診することができます。また、毎年 4 月～6 月にかけてヒナが巣立つ時期に、道路や地面に落ちているという連絡や保護したヒナが届けられることがあります。ヒナの側に親鳥がいることもあるので、巣立ちヒナについては、保護せず見守るようにお願いをしています。

②有害鳥獣の捕獲

鳥獣保護法によりすべての野生鳥獣は保護の対象となっています。

最近、ハトやスズメ、ムクドリなどにより家屋等に巣が作られたという相談が増加しています。生活環境への悪影響が著しい場合、巣を撤去することができますが、市へ有害鳥獣捕獲許可申請の手続きをし、許可を受け捕獲できることとなります。

③特定外来生物（アライグマ）の防除

埼玉県内で野生化したアライグマによる農作物被害や人家に住み着く等の生活被害が増加しています。ふじみ野市においては、被害はまだ出ていませんが、周辺自治体での被害が発生しており、今後、被害拡大も予測されることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）に基づき、埼玉県が実施する「アライグマ防除実施計画」に添った駆除を行います。

(3)河川敷地等管理制度

市が管理する河川及び水路の敷地(以下「河川敷地等」という。)において、ボランティアで清掃美化活動及び維持管理活動を行う市民団体等を河川敷地等管理団体として認定(以下「認定団体」という。)し、市民と行政が協力して、野生動植物の生態系に配慮した河川敷地等の管理を推進するとともに、水辺愛護意識の向上を図ることを目的とした制度です。

表4-4 河川管理団体

認定団体名	活動場所	活動回数
埼玉県生態系保護協会ふじみ野支部	福岡字立堀	適宜に活動
埼玉県生態系保護協会ふじみ野支部	駒林字谷田	適宜に活動

(平成20年3月31日現在)

5 循環型社会の形成

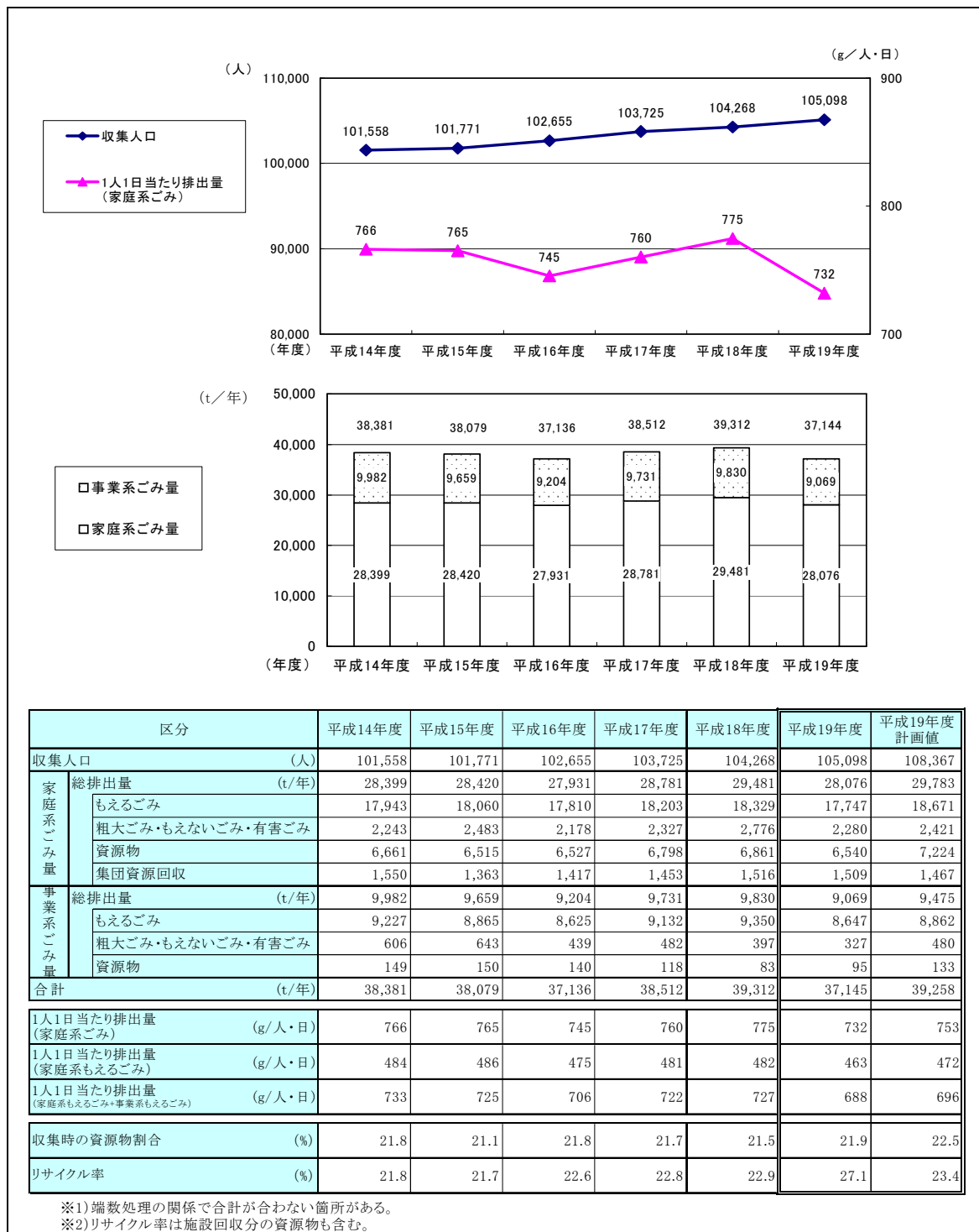
5 循環型社会の形成

5-1 ごみ排出量の推移及びごみ組成

(1) ごみ排出量の推移

平成17・18年度につきましては人口増加に伴い総排出量が増加に転じました。しかし、平成19年度は人口増加しているにもかかわらず、一人ひとりのごみの排出抑制、減量化、また、社会経済情勢の影響により総排出量が平成18年度と比較すると約2,100tの減少となっています。

図5-1-1 ごみの排出量経年変化

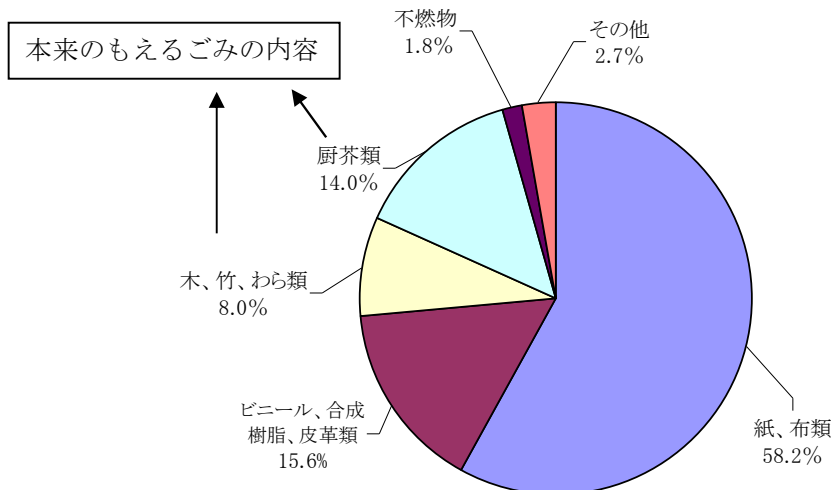


(2) ごみ組成

清掃センターに搬入された焼却処理対象ごみ（主にもえるごみ）のごみ組成調査は、分別状況の把握及び焼却施設の効率的な運転管理を行うための重要な調査です。

平成19年度の調査結果は、「紙類・布類」及び「ビニール・合成樹脂・皮革類」の全体に占める割合が高く、減量化を図る必要があります。また、これらの中には資源化可能なものが多く含まれているため、資源物の徹底を強化していく必要があります。

図5-1-2 ごみ組成（平成19年度）



				数値	種類合計
分類	紙、布類	紙類	飲料用容器 (%)	1.2	58.2
			ダンボール (%)	2.9	
			新聞 (%)	4.1	
			雑誌 (%)	5.6	
			その他 (%)	37.6	
		布類 (%)	6.8		
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	プラスチック類	ポリスチレン (%)	1.5	15.6
			ポリエチレン (%)	8.3	
			塩化ビニール (%)	0.2	
			ペットボトル (%)	0.5	
			その他 (%)	4.1	
	ゴム、皮革類 (%)	1.0			
	木、竹、わら類	木 (%)	5.7	8.0	
		竹 (%)	0.5		
		わら (%)	0.2		
草 (%)		1.6			
厨芥類 (%)	14.0	14.0			
不燃物類	金属類	アルミ類 (%)	0.4	1.8	
		鉄類 (%)	0.6		
		その他 (%)	0.0		
	ガラス類 (%)	0.5			
石、砂、セトモノ類 (%)	0.3				
その他 (5mmふるい通過分) (%)	2.7	2.7			
合計 (%)				100	100
構成	水分 (%)	46.5	46.5		
	灰分 (%)	6.5	6.5		
	可燃分 (%)	47.0	47.0		
	合計 (%)	100	100		
低位発熱量	低位発熱量(計算値)	(KJ/kg) [kcal/kg]	7,690 1,835	7,690 1,835	
	低位発熱量(実測値)	(KJ/kg) [kcal/kg]	8,650 2,065	8,650 2,065	

※端数調整の関係で必ずしも100%になりません。

5-2 ごみの分別収集

(1) 上福岡地区の収集・運搬

上福岡地区は、家庭系ごみを表5-2-1のとおり分別しています。もえるごみは週2回、粗大ごみ・もえないごみ、資源物は2週間に1回、容器包装プラスチック類は週1回、すべて委託により収集しています。資源物について、かん・びん・ペットボトル・容器包装プラスチック類・容器包装以外プラスチック類はすべて袋で収集しています。上福岡地区では、A～D地域の4つの収集地域において、月曜日から金曜日まで収集カレンダーに定められた品目を午前8時より収集しています。なお、祝祭日も収集しています。

表5-2-1 分別区分と収集体制（上福岡地区）

区分	項目	ごみの種類	収集容器	収集回数	収集場所	収集の対象	収集形態
もえるごみ		生ごみ、食用油、紙くず、ぬいぐるみ、クッション、靴、紙おむつ(汚物はとる)	透明・白色半透明の袋	週2回			
		植木(太さ10cm未満)	ひも束				
粗大ごみ もえないごみ	粗大ごみ	ストーブ、スキー板・靴・ストック、ふとん、じゅうたん、一斗かん、自転車、ポット、家具類、ガスレンジ、家庭電化製品など	なし	2週に1回	ステーション	一般家庭	委託
	もえないごみ	なべ・フライパン、化粧品容器、セトモノ、傘、ドライヤー、ガラス、花瓶・植木鉢(素焼き)など、塗料かん、オイルかん、電球、使い捨てカイロ	透明・白色半透明の袋				
	容器包装以外のプラスチック類	プラスチック製のおもちゃ、ポリバケツ、定規、発泡スチロール、CD、植木鉢(プラスチック製)、プランター(プラスチック製)、洗面器、ポリタンク	透明・白色半透明の袋				
		ビデオテープ、カセットテープ	透明・白色半透明の袋				
	有害ごみ	乾電池、水銀体温計、蛍光灯、使い捨てライター、消火器、バッテリー(自家用)、スプレーかん、携帯用ガスボンベ、かがみ	透明・白色半透明の袋				
資源物	かん	飲料用かん、缶詰かん、煎餅かん、食用油かん、お菓子のかん、茶筒	透明・白色半透明の袋				
	びん	飲料用びん、洋酒びん、コーヒーのびん、調味料などの食品類のびん、一升びん、ビールびん	透明・白色半透明の袋				
	ペットボトル	マークのついた飲料用ペットボトル・酒類用ペットボトル・しょう油ペットボトル	透明・白色半透明の袋				
	古紙類	新聞紙	ひも束				
		ダンボール	ひも束				
		紙パック	ひも束				
雑誌		ひも束					
衣類	透明・白色半透明の袋						
容器包装プラスチック類	洗剤やシャンプー等の容器、歯磨き粉等のチューブ、お菓子やパンなどの袋、スーパーのレジ袋、発泡スチロール(長さ30cm未満)、卵パック、食品トレイ等	透明・白色半透明の袋	週1回				
区分	ごみの種類	市民への広報					
市が受け入れられないごみ (適正処理困難物)	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、パソコン、タイヤ、ガスボンベ、バイク、薬品(劇薬)、コンクリート・レンガブロック、浴槽、ガソリン等の燃料、ピアノ、耐火レンガ、医療系廃棄物、洗面台、流し台、便器、灰、土砂、石膏、建築廃材、廃油、毒、劇物、薬液及び同容器、自動車部品、農業用ビニール、壁紙(クロス)、パチンコ台、スロットマシン、かわら、ペンキ(中身入り)、業務用事務機器、仏壇など	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法等に関する処理方法を紹介 ・製造業者または販売店に相談することを表記 ・許可業者に相談することを表記(許可業者名等をごみ収集カレンダーに記載) 					

※平成20年3月現在

(2)大井地区の収集・運搬

大井地区は、家庭系ごみを表5-2-2のとおり分別しています。詳細に資源物の分別が細かく行われており、びん類、かん類は、色別・材質別に、専用のコンテナで収集しています。また、ペットボトル等は別々の袋で収集しています。もえるごみは週2回、もえないごみ・有害ごみ・粗大ごみは4週に1回、プラスチック類・資源物1(古紙類、びん類)・資源物2(かん類、ペットボトル)は2週に1回、すべて委託により収集しています。なお、資源物1と資源物2については、資源化意識の啓発のため、全収集区域において毎週水曜日を「資源の日」に設定し、資源物を収集しています。大井地区でも上福岡地区と同様に、A～D地域の4つの収集地域において、月曜日から金曜日まで収集カレンダーに定められた品目を午前8時より収集しています。なお、祝祭日も収集しています。

表5-2-2 分別区分と収集体制(大井地区)

区分	項目	ごみの種類	収集容器	収集回数	収集場所	収集の対象	収集形態
もえるごみ		生ごみ、革製品、汚れた紙・布	透明・半透明の袋	週2回	ステーション	一般家庭	委託
		木片・小枝	ひも束				
もえないごみ		小型家電製品、傘の骨、鍋・やかん	半透明の袋	4週に1回			
		ガラス、陶器類、電球、化粧品・薬品のびん	半透明の袋				
有害ごみ		蛍光灯、体温計、鏡、スプレー缶	半透明の袋				
		乾電池	半透明の袋				
		バッテリー、消火器	なし				
粗大ごみ		家具、大型家電製品、自転車、寝具	なし				
プラスチック類	容器包装プラスチック類	洗剤やシャンプー等の容器、歯磨き粉等のチューブ、お菓子やパンなどの袋、スーパーのレジ袋、発泡スチロール(長さ30cm未満)、卵パック、食品トレイ等	半透明の袋	2週に1回			
	容器包装以外のプラスチック類	プラスチック製のおもちゃ、ポリバケツ、定規、発泡スチロール、CD、植木鉢(プラスチック製)、プランター(プラスチック製)、洗面器、ポリタンク	半透明の袋				
		ビデオテープ、カセットテープ					
資源物1	古紙類	新聞紙	ひも束	2週に1回			
		雑紙・雑がみ	ひも束				
		ダンボール	ひも束				
		紙パック	ひも束				
		布類	ひも束				
	びん類	生きびん	コンテナ(黄色)				
		透明びん	コンテナ(黄色)				
		茶色びん	コンテナ(黄色)				
		その他のびん	コンテナ(黄色)				
資源物2	かん類	アルミカン	コンテナ(青色)				
		スチールカン	コンテナ(青色)				
		その他のカン	コンテナ(青色)				
	ペットボトル	ペットボトル	透明・半透明の袋				
区分		ごみの種類	市民への広報				
市が受け入れられないごみ(適正処理困難物)		電気製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、パソコン、充電電池・ボタン電池、業務用電気製品、携帯電話)、車両関係製品(バイク、タイヤ、ホイール、バンパー、マフラー、モーター)、家具・楽器など(仏壇・浴槽、耐火金庫、ピアノ、風呂釜、ソーラー型温水器、パチンコ・スロット台、その他(ガスボンベ、薬品、塗料、液体燃料・廃油、感染性医療器具、ブロックなどの石材・土・セメント、太い丸太や根っこ)	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法等に関する処理方法を紹介 ・製造業者または販売店に相談することを表記 ・許可業者に相談することを表記(許可業者名等をごみ収集カレンダーに記載) 				

※平成20年3月現在

(3) ごみ集積所

家庭系ごみはステーション方式で収集が行われており、条例による設置基準に基づきごみ集積所が各地域に設置されています。平成20年3月現在のごみ集積所設置数は、上福岡地区で約1,800か所、大井地区で約1,300か所です。

5-3 中間処理

(1) リサイクル施設

清掃センターでは、資源化を行うリサイクル施設を保有していないため、各地区の清掃センターの敷地内に破砕設備や選別設備、一時保管場所を設置していますが、機能が十分ではないため、資源化に際して、圧縮や梱包の過程を民間事業者に委託している状況です。

(2) 上福岡清掃センター焼却施設

上福岡清掃センター焼却炉については、昭和49年12月に竣工され、1日当たり180t（1時間当たり3.75t×24時間×2炉）の処理能力となっています。平成13年度から平成14年度にかけて主にダイオキシン類の発生量削減を目的として大規模改修工事を実施しましたが、焼却炉本体の処理能力の改善工事を実施していないため、焼却施設の設計ごみ発熱量は、7,535kJ/kg（1,800kcal/kg）となっています。しかしながら近年の清掃センターに搬入されるもえるごみは、プラスチック類や古紙類が混入していることから、ごみの高発熱量化が進み、9,209～9,628kJ/kg（2,200～2,300kcal/kg）となっており、計画処理能力を超えた運転を行っている状況です。

①ダイオキシン類測定結果

表5-3-1 上福岡清掃センターのダイオキシン類濃度

		排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	ばいじん (ng-TEQ/g)
平成18年度	1号炉	0.01	0.065	0.98
	2号炉	0.0035	0.013	0.88
平成19年度	1号炉	0.0034	0.022	0.93
	2号炉	0.025	0.023	0.75
基準値		5	3	3

- ・排ガスの排出基準値（焼却能力が2～4t/時の基準値）は、「ダイオキシン類対策特別法」による。
- ・焼却灰、ばいじんの排出基準値は、「廃棄物焼却炉にかかるばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令」による。

(3) 大井清掃センター焼却施設

ごみ処理状況の変遷に伴い、大井清掃センター焼却炉（付属炉）は、旧焼却炉の補完施設として、また、ごみ処理広域化を想定した暫定的な施設として、8年程度の稼働を予定し、平成9年1月に設置しました。1日当り60t（1時間当り2.5t×24時間×1炉）の処理能力となっています。現在は、旧焼却炉はダイオキシン類の規制により廃止となりました。なお、この焼却炉は長期での使用を想定して設計していないこと及び当初の設計を超えた24時間連続で運転していること等により処理能力が低下しています。

こうしたことから、合併時より大井地区の一部のもえるごみを上福岡清掃センターに搬入し、焼却処理しています。

①ダイオキシン類測定結果

表5-3-2 大井清掃センターのダイオキシン類濃度

	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	ばいじん (ng-TEQ/g)
平成18年度	0.049	0.0071	0.33
平成19年度	0.87	0.0062	0.87
基準値	5	3	3

(4) 最終処分

最終処分については、業者委託により民間処分場にて埋め立て処分をしています。

過去においては委託による最終処分場が、社会情勢の変化に左右されやすいことから、自区内に最終処分場を確保しました。

ここ数年来は、市所有の最終処分場には埋め立ては行っておらず、環境測定等の調査を実施し、適正な維持管理を行っています。

平成19年度は、埼玉県環境整備センター及び山形県、長野県の民間最終処分場等に焼却灰、不燃残渣等の処分を行っています。

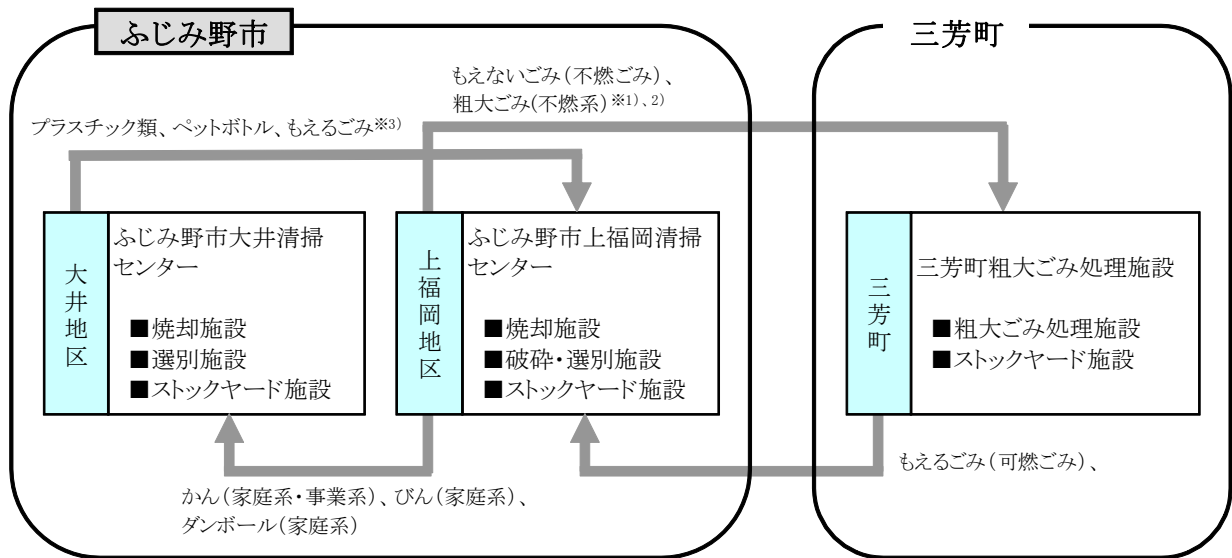
表5-3-3 最終処分場

施設・設備名	受入対象地域	竣工年	処理能力	所在地	備考
ふじみ野市一般廃棄物最終処分場	ふじみ野市	平成5年	9,996m ³	埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1489	遮水シートあり、水処理は焼却施設にて行う

5-4 ごみ処理体制

(1) ごみ処理体制

図5-4-1 ごみ処理体制



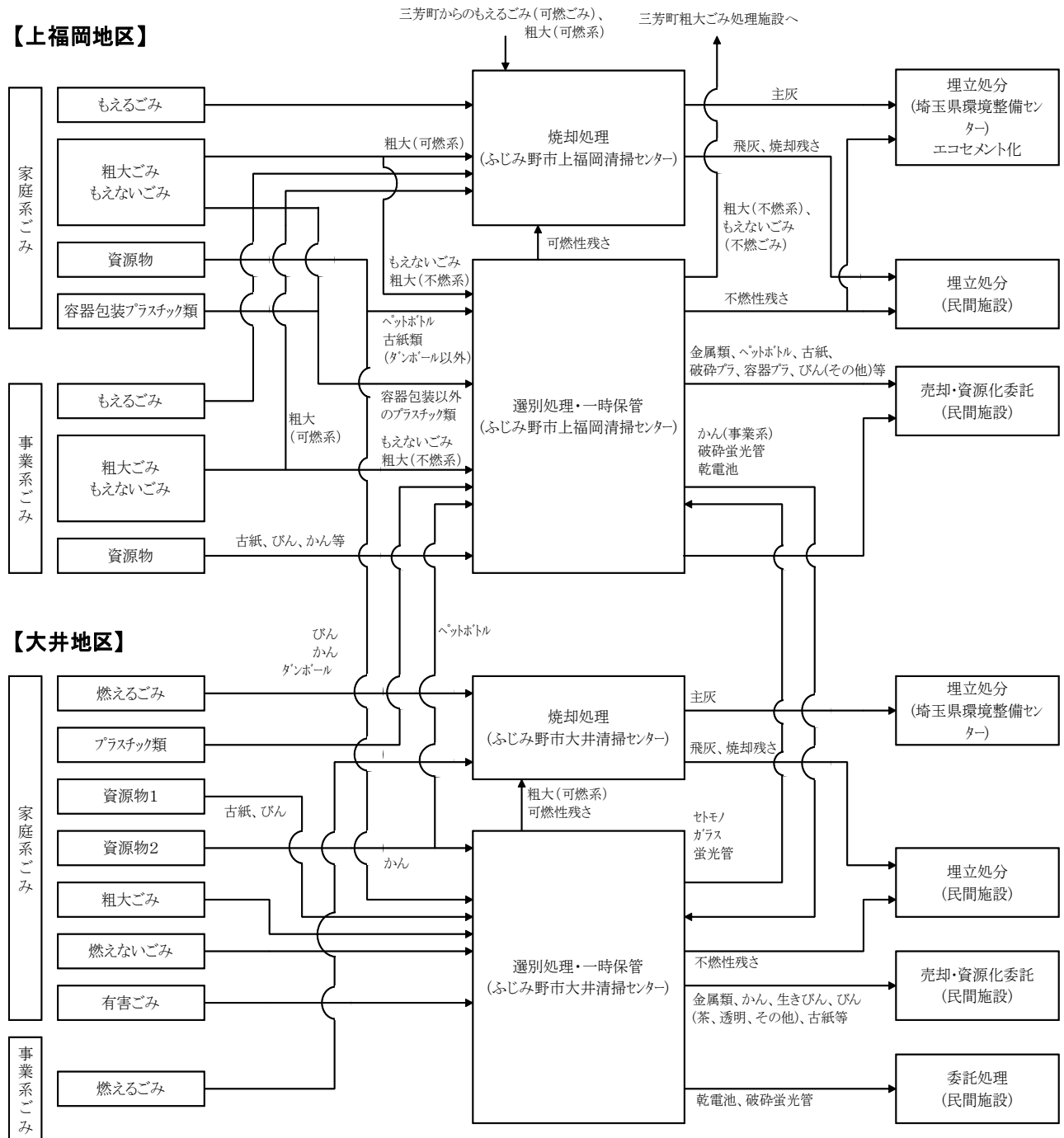
※1) 上福岡地区の粗大ごみ(不燃系)については、上福岡清掃センターで手選別が行われた後、三芳町粗大ごみ処理施設に搬入されている。

※2) 上福岡地区の粗大ごみ(不燃系)のうち、自転車は大井清掃センターに搬入されている。

※3) 大井地区のもえるごみの一部は上福岡清掃センターに搬入されている。

(2) ゴミ処理システム

図5-4-2 ゴミ処理システム（平成19年度）



上福岡地区と大井地区から排出される資源物及びごみを上福岡清掃センターと大井清掃センターで概ね別々に処理していますが、プラスチック類やペットボトル等は上福岡清掃センターで処理し、また、かん・びん等は大井清掃センターで処理しています。

また、上福岡地区は三芳町との間でもえるごみ(可燃ごみ)、もえないごみ(不燃ごみ)及び粗大ごみ(可燃系及び不燃系)の共同処理を行っています。

【上福岡地区】

10/1現在	
人口	55,929
世帯数	25,123

排出量 kg	
g/日	906.90
g/日	2,018.94

廃棄物の総量 kg	
	18,513,470

燃えるごみ kg	古紙類 kg	カン類 kg	燃えないごみ kg	可燃粗大ごみ kg	プラスチック類 kg
13,475,790	1,622,720	188,890	741,850	959,140	760,400

燃えるごみ	
区分 kg	
家庭委託収集	9,423,730
家庭自己搬入	55,250
家庭臨時	5,860
小計	9,484,840
事業許可収集	3,439,040
事業自己搬入	227,320
小計	3,666,360
公共許可収集	195,820
公共自己搬入	128,770
小計	324,590
合計	13,475,790
人g/日	660.12
世g/日	1,469.57

古紙類	
区分 kg	
家庭委託収集	1,574,660
家庭自己搬入	6,370
家庭臨時	700
小計	1,581,730
事業許可収集	270
事業自己搬入	5,820
小計	6,090
公共許可収集	30,750
公共自己搬入	4,150
小計	34,900
合計	1,622,720
人g/日	79.49
世g/日	176.96

カン類	
区分 kg	
家庭委託収集	185,560
家庭自己搬入	0
家庭臨時	0
小計	185,560
事業許可収集	40
事業自己搬入	30
小計	70
公共許可収集	2,770
公共自己搬入	490
小計	3,260
合計	188,890
人g/日	9.25
世g/日	20.60

燃えないごみ	
区分 kg	
家庭委託収集	692,250
家庭自己搬入	360
家庭臨時	32,810
小計	725,420
事業許可収集	60
事業自己搬入	1,420
小計	1,480
公共許可収集	5,080
公共自己搬入	9,870
小計	14,950
合計	741,850
人g/日	36.34
世g/日	80.90
三芳町から	1,180
三芳町へ	521,580

可燃粗大ごみ	
区分 kg	
家庭委託収集	419,570
家庭自己搬入	178,480
家庭臨時	98,110
小計	696,160
事業許可収集	21,340
事業自己搬入	217,090
小計	238,430
公共許可収集	6,350
公共自己搬入	18,200
小計	24,550
合計	959,140
人g/日	46.98
世g/日	104.60
三芳町から	385,970

プラスチック類	
区分 kg	
家庭委託収集	757,350
家庭自己搬入	20
家庭臨時	0
小計	757,370
事業許可収集	0
事業自己搬入	50
小計	50
公共許可収集	2,950
公共自己搬入	30
小計	2,980
合計	760,400
人g/日	37.25
世g/日	82.92
大井地区から	623,030

可燃粗大から	959,140
可燃ごみ総量	14,434,930

ビン類 kg	
	434,890

PETボトル kg	
	200,360

容器以外プラスチック kg	
	129,430

ビン類	
区分 kg	
家庭委託収集	433,210
家庭自己搬入	20
家庭臨時	200
小計	433,430
事業許可収集	0
事業自己搬入	0
小計	0
公共許可収集	1,430
公共自己搬入	30
小計	1,460
合計	434,890
人g/日	21.30
世g/日	47.43

ペットボトル	
区分 kg	
家庭委託収集	198,380
家庭自己搬入	90
小計	198,470
事業許可収集	0
事業自己搬入	70
小計	70
公共許可収集	1,780
公共自己搬入	40
小計	1,820
合計	200,360
人g/日	9.81
世g/日	21.85

区分台	
区分	台
廃自転車	0
消化器	0
合計	0

区分台	
区分	台
廃自転車	0
投資廃テレビ	0
投資廃冷蔵庫	0
投資廃洗濯機	0
投資廃エアコン	0
投資パソコン	0
タンス	0
合計	0

区分台	
区分	台
廃自転車	2,327
廃蛍光管	8,930
廃乾電池	3,720
廃バッテリー	4,810
廃家電	125,860
鉄干	178,590
不燃残渣	178,590
合計	321,910

容器以外プラ	
区分 kg	
家庭委託収集	126,170
家庭自己搬入	490
家庭臨時	1,310
小計	127,970
事業許可収集	0
事業自己搬入	0
小計	0
公共許可収集	1,460
公共自己搬入	0
小計	1,460
合計	129,430
人g/日	6.34
世g/日	14.11
大井地区から	154,760

他 搬入・搬出量 kg	
大井地区から	2,536,070
三芳町可燃	12,197,080
三芳町可燃粗大	385,970
合計	15,119,120

大井地区へ	
	80,120

大井地区から	
	144,480

燃えないごみ	
区分 kg	
資源混入プラ	9,750
粗大解体プラ	27,160
不燃解体プラ	0
合計	36,910

燃えないごみ	
区分 kg	
資源混入プラ	9,750
粗大解体プラ	27,160
不燃解体プラ	0
合計	36,910

燃えないごみ	
区分 kg	
資源混入プラ	9,750
粗大解体プラ	27,160
不燃解体プラ	0
合計	36,910

可燃搬入量 kg	
搬入・選別可燃	29,510,840

資源 プラスチック kg	
容器包装ペール	1,712,250
容器外破砕	296,700
合計	2,008,950

資源 古紙類 kg	
新聞	620,170
雑誌	543,170
段ボール	14,460
紙パック	17,680
布類	127,310
合計	1,322,790

資源 PET kg	
PET	350,790
合計	350,790

焼却処理量 kg	
クレーン投入量	31,363,820
稼働日数 日	454
日処理量 kg	69,083.30

焼却処理量 kg	
クレーン投入量	31,363,820
稼働日数 日	454
日処理量 kg	69,083.30

焼却発生量 kg	
主灰	2,321,420
飛灰	1,043,100
焼却残渣	73,240

集団資源回収 kg	
新聞	863,498
段ボール	139,039
生きびん	4,529本
アルミかん	21,714
合計	1,024,251

資源 ビン類 kg	
生きビン	大井へ
透明ビン	大井へ
茶ビン	大井へ
カレット	大井へ
合計	0

資源 金属類 kg	
アルミ缶	大井へ
スチール缶	大井へ
合計	0

焼却残渣処分先 kg	
埼玉県内	
県外	
合計	0

焼却残渣処分先 kg	
埼玉県内	
県外	
合計	0

【大井地区】

10/1現在 人口 49,110 世帯数 18,942		排出量 kg g/日 955.23 g/日 2,476.57		廃棄物の総量 kg 17,122,587											
燃えるごみ kg 12,918,350		古紙類 kg 1,890,830		カン類 kg 138,354											
燃えないごみ kg 432,760		粗大ごみ kg 474,120		容器包装プラスチック類 kg 633,740											
燃えるごみ 区分 kg 家庭委託収集 8,196,630 家庭自己搬入 65,440 小計 8,262,070 事業許可収集 4,227,380 事業自己搬入 126,520 小計 4,353,900 公共許可収集 220,980 公共自己搬入 81,400 小計 302,380 合計 12,918,350 人g/日 720.68 世g/日 1,868.48		古紙類 区分 kg 家庭委託収集 1,843,160 家庭自己搬入 16,210 小計 1,859,370 事業許可収集 0 事業自己搬入 0 小計 0 公共許可収集 31,460 公共自己搬入 0 小計 31,460 合計 1,890,830 人g/日 105.48 世g/日 273.49		カン類 区分 kg 家庭委託収集 135,634 家庭自己搬入 30 小計 135,664 事業許可収集 0 事業自己搬入 0 小計 0 公共許可収集 2,690 公共自己搬入 0 小計 2,690 合計 138,354 人g/日 7.72 世g/日 20.01		燃えないごみ 区分 kg 家庭委託収集 390,360 家庭自己搬入 31,430 小計 421,790 事業許可収集 0 事業自己搬入 0 小計 0 公共許可収集 10,970 公共自己搬入 0 小計 10,970 合計 432,760 人g/日 24.14 世g/日 62.59		粗大ごみ 区分 kg 家庭委託収集 355,920 家庭自己搬入 81,210 小計 437,130 事業許可収集 0 事業自己搬入 0 小計 0 公共許可収集 36,730 公共自己搬入 260 小計 36,990 合計 474,120 人g/日 26.45 世g/日 68.58		容器包装プラスチック 区分 kg 家庭委託収集 623,170 家庭自己搬入 4,130 小計 627,300 事業許可収集 0 事業自己搬入 0 小計 0 公共許可収集 6,440 公共自己搬入 0 小計 6,440 合計 633,740 人g/日 35.35 世g/日 91.66 上福岡センへ 623,030					
他 搬入・搬出量 kg 上福岡センへ 2,536,070 大井地区 0 三芳町へ 0 合計 2,536,070		ピン類 kg 335,193		PETボトル kg 144,480		容器以外プラスチック kg 154,760									
上福岡地区から 80,120		ピン類 区分 kg 家庭委託収集 333,663 家庭自己搬入 280 小計 333,943 事業許可収集 0 事業自己搬入 0 小計 0 公共許可収集 1,250 公共自己搬入 0 小計 1,250 合計 335,193 人g/日 18.70 世g/日 48.48		ペットボトル 区分 kg 家庭委託収集 143,600 家庭自己搬入 0 小計 143,600 事業許可収集 0 事業自己搬入 0 小計 0 公共許可収集 880 公共自己搬入 0 小計 880 合計 144,480 人g/日 8.06 世g/日 20.90		区分台 廃バッテリー 156 消化器 244 合計 400		区分台 廃自転車 4,389 投棄廃テレビ 0 投棄廃冷蔵庫 0 投棄廃洗濯機 0 投棄廃エアコン 0 投棄パソコン 0 タンス 541 合計 4,930		容器以外プラスチック 区分 kg 家庭委託収集 154,760 家庭自己搬入 0 小計 154,760 事業許可収集 0 事業自己搬入 0 小計 0 公共許可収集 0 公共自己搬入 0 小計 0 合計 154,760 人g/日 8.63 世g/日 22.38 上福岡センへ 154,760					
上福岡地区から 80,120		上福岡センへ 144,480		トレー・発砲スチロール 区分 kg 家庭委託収集 0 家庭自己搬入 0 小計 0 事業許可収集 0 事業自己搬入 0 小計 0 公共許可収集 0 公共自己搬入 0 小計 0 合計 0 人g/日 0.00 世g/日 0.00		混入・解体可燃 kg 資源混入可燃 59,360 粗大解体可燃 208,080 不燃解体可燃 28,480 プラ混入可燃 0 合計 295,920		混入・解体プラ kg 資源混入プラ 8,560 粗大解体プラ 2,600 不燃解体プラ 530 合計 11,690		混入・解体不燃 kg プラ混入 0 不燃混入資源 8,080 合計 8,080		有害物処分量 kg 廃蛍光灯 6,280 廃乾電池 13,200 合計 19,480		不燃 kg 廃タイヤ 9,900 スキー板 1,240 合計 11,140	
可燃搬入量 kg 搬入・選別可燃 10,758,320 人g/日 737.19 人g/世 1,911.28		資源 プラスチック kg フレーク加工 上福岡へ 容器包装ペール 上福岡へ 合計 0		資源 古紙類 kg 新聞 680,310 雑誌 705,830 段ボール 610,880 紙バック 19,050 書類 113,130 シュレッダー 1,550 合計 2,130,750		資源PET・トレー・発砲 kg PETボトル 上福岡へ トレー 上福岡へ 発砲 上福岡へ 合計 0		再生可能物リサイクル量 台 kg 廃自転車 6,858 103,510 その他金属 152,770 アルミ混物 10,970 被覆電線 4,880 銅 200 真鍮 770 廃バッテリー普通 2,170 廃バッテリー二輪 0 廃家電 186,090 廃消化器 706 2,400 三芳町へ 0 青木へ 0 合計 463,760							
焼却処理量 kg クレーン投入量 11,596,190 稼働日数 日 277 日処理量 kg 41,864		集団資源回収 kg 新聞 416,171 段ボール 53,251 生きびん 1,084本 アルミかん 4,732 合計 477,454		資源 ビン類 kg 生きビン 60,865 透明ビン 369,722 茶ビン 206,139 カレット 133,970 合計 770,696		資源 金属類 kg アルミ缶 135,710 スチール缶 193,970 合計 329,680		焼却灰・不燃残渣処分先 kg 埼玉県内 880,280 県外 556,730 合計 1,437,010		不燃物残渣 kg 33,990					

5-5 ごみ処理費用

(1) ごみ処理費用

表5-5-1 ごみ処理費用経年変化

【ふじみ野市】					
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
清掃総務費 (円)	159,811,585	125,468,005	95,452,382	64,741,078	83,105,081
塵芥処理費 (円)	1,452,719,774	1,618,110,255	1,520,206,986	1,501,550,732	1,515,215,805
改修事業費 (円)	33,632,263	-	-	-	-
し尿処理費 (円)	107,044,143	107,048,548	95,855,737	99,696,583	86,967,933
ごみ処理費用【合計】 (円)	1,753,207,765	1,850,626,808	1,711,515,105	1,665,988,393	1,685,288,819
一般会計総額 (円)	29,986,498,690	31,735,798,658	36,516,048,006	28,923,718,311	28,544,606,052
一般会計総額に対する比率 (%)	5.8	5.8	4.7	5.8	5.9
総ごみ排出量(t) (t)	38,079	37,136	38,512	39,312	37,145
人口(人) (人)	101,771	102,655	103,725	104,268	105,098
1 t 当たりのごみ処理経費 (円)	46,041	49,834	44,441	42,379	45,371
1人当たりのごみ処理経費 (円)	17,227	18,028	16,501	15,978	16,035

(2) ごみ処理手数料

表5-5-2 ごみ処理手数料

種類	区分	手数料
一般廃棄物	普通世帯から排出された廃棄物	無料
	事業活動に伴って生じた廃棄物	10kgにつき100円
市で処分する産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物	10kgにつき100円
動物の死体	—	1体につき1,000円

※平成20年3月現在

【出典】ふじみ野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

5-6 ごみの減量・再資源化の推進

(1) 集団資源回収事業報奨金制度

集団資源回収とは、毎日の生活の中で資源として生かせる身の回りのものを地域の皆さんが自主的に協力し、リサイクルを進めることです。

本市では、市民の日常から排出される一般廃棄物で再利用・再生利用できる有価物を回収する団体に対し、奨励金を交付する制度を創設し、報奨金を交付することにより、廃棄物の資源化を図るとともに、廃棄物量を抑制するため、集団資源回収を推進しています。(旧上福岡市は平成2年度、旧大井町は平成3年より実施)

各団体には、回収した有価物 1kg、生きびん 1 本当たり 5 円を報奨金として団体に助成しており、これによって実施団体は市況の影響を受けやすい売却価格に左右されず、活動を継続することができます。

報奨金の対象品目は「新聞紙、ダンボール、アルミ缶、生きびん(リターナルびん)」の4品目としています。

また、集団資源回収の登録団体から有価物の買取りをする取扱業者に対し、資源回収取扱育成奨励金を交付することにより、集団資源回収事業の円滑な推進を図ることを目的として、登録団体からの買取りの回数1回につき1,000円を助成をしています。

平成19年度の団体への報奨金は、自治会(20団体)、子供会(32団体)、PTA(18団体)、その他(9団体)の合計79団体に対し、7,536,590円の交付を行いました。

また、取扱業者への奨励金は、5事業者に対し、693,000円(693回)の交付を行いました。

表5-6-1 集団資源回収実績経年変化

年度	品目 新聞紙 (kg)	ダンボール (kg)	アルミ缶 (kg)	生きびん (本)	回収量計 (kg)	報奨金合計 (円)
平成15年度	1,177,666	149,886	29,943	8,997	1,366,492	8,989,313
平成16年度	1,209,066	171,143	32,422	7,982	1,420,613	8,989,279
平成17年度	1,251,309	171,591	26,719	6,029	1,455,648	9,190,604
平成18年度	1,306,073	177,795	26,837	5,167	1,515,872	7,579,360
平成19年度	1,279,669	192,290	29,746	5,613	1,507,318	7,536,590

(2) 生ごみ処理容器使用促進奨励金制度

家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化を図ることを目的とし、生ごみ処理容器の購入設置者に対し、下記あっせん価格に対して2,500円の奨励金の交付を行っています。

平成19年度の奨励金は、20基(50,000円)の交付を行いました。

なお、平成19年度までに累計442基の交付を行いました。

表 5-7-2 生ごみ処理容器使用促進実績 (単位:基)

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
2	4	11	4	20

※生ごみ処理容器使用促進奨励金制度

規 格	あっせん価格(円)	奨励金(円)	購入者負担額(円)
コンポスター130型 600Φ×高さ660mm	5,300	2,500	2,800
コンポスター190型 720Φ×高さ710mm	5,700		3,200

(3) エコストア協力店認定推奨制度

市内で事業活動を営み、環境保全への取り組みを行っている小売業を営む店舗等をエコストア協力店として認定し、その利用を消費者に推奨し、ごみの減量化、再資源化を推進をする制度です。

エコストアに認定されると「認定書」と「認定プレート」が交付され、環境にやさしい事業者としてPRができます。

平成19年度のエコストア認定事業者数は、「株式会社マイカル大井サティ」及び「にっこりポピー」の2事業者です。

5-7 ごみ処理広域化計画

平成9年に厚生省から「ごみ処理の広域化計画について」が示され、ごみの発生抑制や再利用、資源化を促進する「資源循環型社会」の構築に向け、より高度な処理が求められる中、隣接市町村が連携し広域的にごみ処理を共同で行い、ダイオキシン類の排出削減・焼却残渣の高度利用・マテリアルリサイクルの推進・サーマルリサイクルの推進・コスト縮減等について「ごみ処理の広域化」が有効と考え、三芳町との広域処理を行うことになりました。広域化施設の整備は、ごみという市民生活に最も密接した事業であるとの考えから、市民を含めた検討委員会を設置して進めています。

(1) ふじみ野市広域ごみ処理施設等検討委員会設置

- ・ 任 期 平成18年8月23日から2年間
- ・ 委員構成 学識経験を有する者 2名
市民を代表する者 4名
市議会議員 5名
埼玉県職員 1名
市職員 1名
合 計 13名

(2) 委員会の開催

平成18年度	第1回	検討委員会設置までの経緯について
	第2回	ごみ処理の現状と課題について
	第3回	ごみ処理広域化及び3R推進施設の概要について
	第4回	3R推進施設の概要と資源化ルートの現状について
	第5回	3R推進に向けた現状と課題（総括） 施設機能調査について
平成19年度	第6回	ごみ処理機能調査の概要について
	視 察	上福岡清掃センター・大井清掃センター・三芳町清掃工場

(3) 合同委員会の開催

平成19年度	第1回	合同委員会設置までの経緯について 広域ごみ処理施設整備の考え方について
	第2回	ごみ質分析の目的について 広域における共同処理のあり方について 一般廃棄物処理システムの指針について
	視 察	所沢市東部クリーンセンター

6 參考資料

6 参考資料

6-1 主な環境関係条例・規則・要綱一覧

条例・規則・要綱名	制定年月日
ふじみ野市環境基本条例	平成 19 年 3 月 22 日
ふじみ野市環境審議会規則	平成 19 年 7 月 9 日
ふじみ野市墓地等の設置及び管理に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市墓地等の設置及び管理に関する条例施行規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会条例	平成 18 年 3 月 30 日
ふじみ野市清掃センター設置及び管理に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市清掃センター設置及び管理に関する条例施行規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討会議設置要綱	平成 18 年 7 月 19 日
ふじみ野市浄化槽法設置細則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例施行規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議設置要綱	平成 19 年 10 月 16 日
ふじみ野市地域クリーン推進員設置要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市地区衛生住民活動支援事業実施要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市地域環境美化自主活動支援事業実施要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書等の様式を定める規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市集団資源回収事業報償金交付要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市ごみ集積所設置等に関する指導要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市生ごみ処理容器使用促進奨励金交付要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市集団資源回収収取育成奨励金交付要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市エコストア協力店認定推奨制度実施要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市リユース食器貸出事業実施要綱	平成 20 年 4 月 22 日
ふじみ野市土壌汚染対策検討委員会設置要綱	平成 17 年 10 月 20 日
ふじみ野市広域ごみ処理施設等検討委員会設置要綱	平成 18 年 2 月 27 日
ふじみ野市狂犬病予防法施行細則	平成 17 年 10 月 1 日
畜犬に係る登録等事務手数料免除規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市市民葬祭取扱要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市公衆浴場近代化設備資金補助金交付要綱	平成 17 年 10 月 1 日

〇ふじみ野市環境基本条例

平成19年3月22日

条例第2号

附則

私たちのふじみ野市は、武蔵野台地から荒川低地にまたがる地形を持ち、歴史的景観を残す雑木林、ゆう水や新河岸川などの水辺空間を有する恵まれた自然環境の下で、多くの歴史的、文化的遺産を継承し、市民の活力と英知により発展を続けてきた。

しかし、生活の利便性や物質的な豊かさを追い求めてきた社会経済活動は、今や自然の持つ再生能力を超える規模となり、その結果地球温暖化など地球規模の問題へと拡大し、人類を含むすべての生物の存続基盤に深刻な影響を及ぼし始めている。

もとより、私たちは、健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境を等しく受ける権利を有するとともに、将来の世代に継承すべき責務がある。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者のすべてがそれぞれの役割の下に、自主的かつ積極的にその責務を果たし、協働することによって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、快適で良好な環境の確保について、基本理念を定め、市、市民(民間団体を含む。以下同じ。)及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、快適で良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 快適で良好な環境 大気、河川、地下水、土壌、多様な生態系その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、人の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、歴史的、文化的遺産とも密接に結びついた景観の形成を図り、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことができる環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 循環型社会 持続的発展が可能な社会の構築を図るため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、資源エネルギーの一層の循環及び効率化並びに廃棄物の発生抑制、減量化、循環的な利用及び適正な処理を図る等、社会経済システムにおける適正な物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、社会経済活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 快適で良好な環境の確保は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 環境の保全は、快適で良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行うものとする。
- (2) 快適で良好な環境の確保は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない循環型社会を基調としたまちを目指して、市、市民及び事業者すべての者が公正かつ適切な役割分担の下、協働して積極的に行うものとする。
- (3) 地球環境保全は、人類共通の重要な課題であるとともに、地域の環境が地球環境に深く関わることをすべての者が自らの問題として認識し、社会経済活動及び日常生活において、自主的かつ積極的に推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の確保に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、積極的にこれを実施する責務を有する。

- 2 市は、市が行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減及び快適で良好な環境の確保のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。
- 4 市は、環境保全に関する情報の収集及び公開に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の重要性を認識し、日常生活その他の活動に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に積極的に取り組む責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、快適で良好な環境の確保のために必要な活動を主体的に行うように努めるとともに、市が実施する快適で良好な環境の確保に関する施策に積極的に参画し、協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の確保のために、自らの責任において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止しするために必要な措置を講じる責務を有するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形質の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに

類する事業を行おうとするときは、あらかじめ適正に調査、予測又は評価を行い、環境の保全に努めなければならない。

- 3 事業者は、その事業活動を行うに当たって、公害の原因となるおそれがあるものを厳重に管理し、及び環境の状況を常時監視するとともに、公害その他環境保全に支障を及ぼすおそれがある事態が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるように努めなければならない。
- 4 事業者は、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる廃棄物の発生を抑制し、及び資源の循環的な利用を積極的に推進し、廃棄物の減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理する責務を有する。
- 5 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 6 事業者は、快適で良好な環境の確保のために必要な活動を主体的に行うように努めるとともに、市が実施する快適で良好な環境の確保に関する施策に積極的に参画し、協力するように努めなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、事業者は、快適で良好な環境の確保のために、市の要請する情報の提供に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、環境の状況並びに快適で良好な環境の確保に関して講じた施策等に関する報告書を毎年作成し、これを公表するものとする。

第2章 快適で良好な環境の保全に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念

(環境優先の理念)

第8条 市は、快適で良好な環境の確保を図るため、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるものとする。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、ふじみ野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 快適で良好な環境の確保に関する長期目標及び総合的な施策の基本的な方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるとともに、第29条第1項に規定するふじみ野市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動計画の策定)

第10条 市長は、環境基本計画に基づく施策を推進し、市、市民及び事業者が快適で良好な環境の確保に資する行動をとるため、環境行動計画を策定するものとする。

第3節 市が講ずる基本的な環境施策等

(環境基本計画等との整合)

第11条 市は、環境にかかわる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画等との整合性を図るとともに、環境の保全に積極的に配慮するものとする。

(基本的事項の推進)

第12条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる施策を市民及び事業者と協働して推進するものとする。

- (1) 大気、河川、地下水、土壌その他の自然的構成要素の保全及び回復に関すること。
- (2) 野生生物の種の保存、生態系の保護その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、雑木林、水辺地等における自然環境の保全及び回復に関すること。
- (3) 快適で良好な環境及び地域特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的、文化的遺産の保全、回復及び創造に関すること。
- (4) 循環型社会の形成及び地球環境保全に資すること。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

第13条 市は、公害の原因になる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、当該行為を行う者に対し必要な規制措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の意見の反映)

第14条 市は、快適で良好な環境の保全に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映させることができるように必要な体制の整備を講ずるものとする。

(調査の実施と報告)

第15条 市は、環境の状況を的確に把握し、快適で良好な環境の確保に関する施策を適切に推進するために必要な調査を実施し、公表するものとする。

(環境監査の実施)

第16条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策の適正な推進を確保するため、市が行う環境監査に関し調査研究を行い、その実施に努めるものとする。

(環境監査の普及等)

第17条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査の普及に努めるものとする。

(環境管理等)

第18条 市は、自らが環境管理(快適で良好な環境の保全に関する目標を定めた行動計画を策定し、実行し、見直す等の一連の取組をいう。以下同じ。)を実施するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第19条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策について、総合的に調整し、推進し、及び客観的に評価するために必要な体制の整備を講ずるものとする。

第3章 市、市民及び事業者の参画及び協働

第1節 参画及び協働

(参画及び協働の推進)

第20条 快適で良好な環境は、すべての市民の共有財産であり、市、市民及び事業者があらゆる力を尽くすことにより確保できるものであるため、それぞれの責務及び役割を自覚するとともに、公正かつ対等な立場で参画及び協働して快適で良好な環境を確保するための活動に共に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市は、快適で良好な環境を確保するための活動を市民及び事業者と共に推進するための体制の整備に努めなければならない。

第2節 環境教育及び学習の推進等

(環境教育の理念)

第21条 快適で良好な環境の確保に関する教育は、環境と人の活動との関係を認識すること及び快適で良好な環境の確保について理解を深めることにより、環境に関する倫理が確立され、学習意欲の向上が図られ、もって環境に配慮した活動が自ら実践できるように推進されなければならない。

(学習の実施)

第22条 市民及び事業者は、快適で良好な環境の確保のためには環境教育が重要な役割を有することを認識することにより、自ら快適で良好な環境の確保に関する学習を主体的に行い、及び当該事業者の従業員に行わせるように努めなければならない。

(環境教育及び体験的環境学習の推進)

第23条 市は、快適で良好な環境の確保を推進するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 環境教育及び体験的環境学習の推進のための施策
- (2) 環境教育及び体験的環境学習の支援のための施策
- (3) 環境教育及び体験的環境学習に関する広報活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境教育及び体験的環境学習の推進のために必要な施策

(情報の提供)

第24条 市は、基本的な環境施策を推進するため、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、市民及び事業者が行う自発的な環境活動の促進並びに環境教育及び環境学習の振興等に資するため、必要な情報を適切に提供するものとする。

第3節 快適で良好な環境を確保する活動の促進

(自発的活動の促進)

第25条 市は、快適で良好な環境を確保するため、市民及び事業者が自発的に行う環境保全に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(助成措置)

第26条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全のための適切な措置をとることを援助するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政措置)

第27条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第4章 国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力等

(国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力)

第28条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

2 市長は、前項の国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力の推進に当たって、特に必要があると認めるときは、国及び埼玉県その他の地方公共団体に対して、意見を述べることができる。

第5章 環境審議会

(環境審議会)

第29条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、ふじみ野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し答申するほか、必要があるときは、市長に意見を述べることができる。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募により選出された市民

(2) 学識経験を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(その他)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(ふじみ野市環境審議会条例の廃止)

- 2 ふじみ野市環境審議会条例(平成18年ふじみ野市条例第11号。以下「審議会条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の審議会条例第4条の規定により委嘱された委員は、第29条第4項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における前項の規定による廃止前の審議会条例第5条第1項に規定する委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

〇ふじみ野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成17年10月1日

条例第115号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第2条 法第6条第1項の規定に基づき、市が定める一般廃棄物処理計画は、市長が区域及び廃棄物の種類ごとに収集、運搬及び処分の方法を定め、これを告示する。

2 前項の計画に著しい変更を生じた場合には、その都度告示する。

(収集、運搬及び処分の委託)

第3条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する業務を適当と認める者に委託することができる。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用、商品に対する過大包装の回避等を行うことにより廃棄物の減量に努め、自らの責任と負担において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物を自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努め、その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

(分別等)

第7条 一般廃棄物(第12条に規定する事業活動に伴って生じた一般廃棄物を除く。)は、市が定める計画に従い、その種類ごとに袋又は容器に収納し、指定された場所(以下「集積所」という。)に集めておかなければならない。

2 前項の袋又は容器には、有毒性物質を含むもの、危険性を有するもの、悪臭を放つものその他市が行う処理に支障が生ずるおそれのあるものを混入してはならない。

3 集積所を利用する者は、当該集積所及びその周辺を常に清潔に保つようにしなければならない。

(資源物の所有権等)

第8条 前条第1項の規定により集積所に排出された一般廃棄物のうち、資源物(再生利用することを目的として分別して収集する物で規則で定めるものをいう。)の所有権は、市に帰属する。

2 市又は市長が指定した者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(動物の死体の処分)

第9条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の犬、ねこその他の動物の死体を自らの責任において処分しなければならない。ただし、自ら処分することができないときは、速やかに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(市が処分する産業廃棄物)

第10条 市が一般廃棄物とあわせて処分することができる産業廃棄物その他市が処分することが必要であると認める産業廃棄物は、固形状のもので、かつ、一般廃棄物の処分に支障のない範囲内の量のものとし、市長が必要の都度指定するものとする。

(手数料)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、市が徴収できる動物の死体処分手数料、一般廃棄物処理手数料及び市で処分する産業廃棄物処分手数料は、別表第1に定める金額とする。

2 前項の手数料徴収の基礎となる数量等は、市長の認定するところによる。

3 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(事業活動に伴う一般廃棄物の運搬)

第12条 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自ら処分することができないときは、市長の許可を受けて指定する場所に運搬しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第13条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物の積替場、車庫及び運搬機械等又は処分施設について、市長の検査を受けなければならない。

(許可証の交付)

第14条 市長は、前条の許可をしたときは、当該申請者に許可証を交付する。

2 前項の規定により許可証を交付された者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)が許可証を紛失し、又は損傷したときは、速やかに市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

(営業の休止及び廃止)

第15条 一般廃棄物処理業者は、その業の全部又は一部を休止又は廃止しようとするときは、その30日前ま

でに市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第16条 市長は、一般廃棄物処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法若しくは関係法令又はこの条例の規定に違反したとき。
- (2) 偽り、その他不正の手段により許可を受け、又は自ら業務を実施しないとき。

(許可証の返納)

第17条 許可証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その日から7日以内に当該許可証を返納しなければならない。

- (1) 有効期間が満了したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 廃業、解散又は合併したとき。
- (4) 営業許可の取消し又は停止があったとき。

(一般廃棄物処理業の許可手数料)

第18条 第13条の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、別表第2に掲げる手数料を納付しなければならない。

(報告)

第19条 一般廃棄物処理業者は、その業に係る一般廃棄物の収集、運搬、処分等に関して規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の上福岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和51年上福岡市条例第11号)又は大井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年大井町条例第24号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 別表の規定は、施行日以後の処理に係る処理手数料について適用し、施行日前の処理に係る処理手数料等については、なお合併前の条例の例による。

4 当分の間、ごみの分別、収集回数その他のごみの収集方法については、なお従前の例による。

別表(省略)

6-2 用語解説

【ア行】

アスベスト

天然に存在する繊維状の鉱物で、主成分は、ケイ酸マグネシウム塩です。

アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていました。

しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、日本では、大気汚染防止法により、「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されています。

硫黄酸化物(SO_x)

硫黄の酸化物の総称で、石油や石炭などの化石燃料を燃焼するときなどに排出されます。

大気汚染物質としての硫黄酸化物は、二酸化硫黄、三酸化硫黄、および三酸化硫黄が大気中の水分と結合して生じる硫酸ミストが主となり、硫黄酸化物は水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になります。

硫黄酸化物による大気汚染問題は、重油脱硫技術、天然ガスなどへの燃料転換などの普及により沈静化しています。

一酸化炭素(CO)

一酸化炭素は、無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成されます。

環境中の主要な発生源は自動車排出ガス。この他、火災や喫煙中のタバコなどによっても発生し、体内に吸収されます。ヘモグロビンとの親和力が酸素の 240 倍も強く、肺に吸入されると血中のヘモグロビンと結合し、血液の酸素輸送能力を減少させ、体内組織細胞の酸素欠乏を招きます。

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。

一般家庭から排出される家庭ごみの他、事業所などから排出される産業廃棄物以外のごみも事業系一般廃棄物として含まれます。また、し尿や家庭雑排水などの液状の廃棄物も含まれます。

廃棄物処理法では、地方自治体が収集・処理・処分を行うことになっています。

陰イオン界面活性剤

陰イオン界面活性剤は、合成洗剤の主成分であり、その一部は微生物によって分解されにくく、河川の自浄作用の低下や泡立ちの原因となります。

オゾン層

地上から 10~50km 上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン(O₃)が豊富な層のことをいいます。オゾンは生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収します。

近年、フロンに代表されるオゾン層破壊物質によって、極地上空の成層圏オゾン濃度が薄くなる現象である「オゾンホール」の発生が観測され、紫外線照射量の影響で皮膚がんの増加や生態系への悪影響が懸念され、地球温暖化や酸性雨などと並んで代表的な地球環境問題となっています。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスと呼んでいます。

現在、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、温室効果が加速されています。1997年の第三回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF6が削減対象の温室効果ガスと定められています。

【カ行】

化学的酸素要求量(COD)

水中の有機物を化学的に分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標です。

環境基準では、河川にはCOD値は設定されず、湖沼および海域で類型によりあてはめることとなっている。また、水質汚濁防止法に基づき排出水の規制のための基準値が定められています。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することができる浄化槽をいいます。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。

浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されました。

環境基準

環境基本法の第16条に基づいて、国が定める環境保全行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされている基準です。

国は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講じて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて定められた環境基準の確保に務めなければならないとされています。

健康項目

環境基本法に基づく人の健康の保護のために定められる環境基準をいいます。公害対策基本法に基づいて、1971年に定められたもので、公共用水域の水質保全行政の目標として達成し維持されることが望ましい水質汚濁に係わる環境基準のひとつで26項目が規定されています。

光化学オキシダント(Ox)

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて発生するオゾンなどの酸化性物質やアルデヒドなどのうち、二酸化窒素を除いたものを光化学オキシダントと呼んでいます。

コンポスト

生ごみなどの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたものをいいます。

最終処分場

廃棄物の最終処分(埋め立て処分)を行う場所。廃棄物は、リサイクル・リユース(再使用)される場合を除き、構造基準と維持管理基準が定められた最終処分場に埋め立てられています。

産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、木くず、がれき類などの 20 種類をいいます。

また、このうち、特に管理の必要なものを特別管理産業廃棄物と定めています。

酸性雨

酸性雨は、自動車、工場などで石油や石炭が燃やされ、二酸化硫黄、窒素酸化物などの汚染ガスが大気に放出されると、大気中で硫酸や硝酸に変わり、雨に取り込まれて酸性雨となります。

通常の雨水(pH5.6)より強い酸性度を示す雨のことをいいます。ヨーロッパや北米では森林を枯らしたり、湖沼の酸性化により魚類等に影響を与えています。

水素イオン濃度(pH)

水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標で、pH が 7 のときに中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満では酸性を示します。

生活環境項目

環境基本法に基づいて定められている水質の環境基準のひとつです。

水質の環境基準には、人の健康の保護に関する基準(健康項目)と生活環境の保全に関する基準(生活環境項目)の 2 つがあり、健康項目は全国一律の基準で、生活環境項目については、河川、湖沼、海域の各公共用水域について水域類型ごとに基準値が定められています。水域類型のあてはめは都道府県知事が決定する仕組みになっています。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機物質による水質汚濁を示す代表的な指標です。

全窒素(T-N)

全窒素とは、水中に存在するいろいろな形態の窒素化合物の全体を指します。

窒素(N)は、リン(P)と並んで動植物の生育にとって必須の元素のため、生活排水、工場排水、畜産排水等に含まれる窒素が海域や湖沼に流入すると増加して、富栄養化の原因となります。

全リン(T-P)

全リンとは、水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量を指します。

全窒素とともに、水域の富栄養化の原因とされています。

【夕行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をあわせて「ダイオキシン類」と定義しています。多くの異性体があり、毒性が異なります。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいいます。このような地球温暖化が進むと、海面上昇、豪雨や干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。

窒素酸化物(NO_x)

窒素の酸化物の総称です。大気汚染物質としての窒素酸化物は、一酸化窒素、二酸化窒素が主です。

また、窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質で、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっています。

毒性等量(TEQ)

ダイオキシンの毒性の強さは異性体によって異なるため、ダイオキシン異性体の量を単純に合計しても、その数値で毒性影響を評価することはできないため、各異性体の量にそれぞれの毒性の強さの係数を乗じた値の総和として表わすのが一般的となっています。

異性体の量当たりの毒性が等価になるように換算された値(TEQ)で毒性影響を評価することが可能になります。

トリクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種であり、クロロホルムに似た臭いがあり水に溶けにくい無色透明の液体です。

ドライクリーニングや、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定しているため、テトラクロロエチレンなどとともに地下水汚染の原因物質となっています。

毒性は、目の刺激、眠気、頭痛などが起こり、場合によっては、肝・腎障害が認められることがあります。

【ナ行】

二酸化硫黄(SO₂)

無色で刺激臭のある気体です。硫黄分を含む石炭や石油などの燃焼時に発生し、主要大気汚染物質のひとつとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られています。

二酸化硫黄による汚染された大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こします。代表的な例としては、「四日市ぜんそく」があげられます。

二酸化窒素(NO₂)

窒素の酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質です。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程で発生します。

二酸化窒素そのものが大気汚染物質ですが、光化学オキシダントの原因物質でもあります。

【ハ行】

フィルターバグ

大気中の二酸化窒素等濃度を測定するための簡易測定器です。

富栄養化

湖沼や東京湾などの閉鎖性水域で、窒素、リン等の流入により次第に高い濃度になる現象をいいます。

その結果、藻類等が異常増殖繁茂することにより水中の酸素消費量が高くなり貧酸素化し水質が悪化することや、また藻類が生産する有害物質により水生生物が死滅するなどの影響があります。

浮遊物質(SS)

水中に浮遊等している直径 2mm 以下の粒子状物質のことで、浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類への影響などがあります。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な大気汚染物質のひとつです。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどのほか、火山、森林火災などがあります。呼吸器系の各部位へ沈着し、人への影響を及ぼすことがあります。

フロン

フロンは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物(CFC、HCFC、HFC)の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン(Chlorofluorocarbons; CFCs)と呼んでいます。

これらの物質は、オゾン層の破壊や地球温暖化に関係していることから、オゾン層保護法やフロン回収・破壊法などにより対策が進められています。

【ヤ行】

要請限度

自動車騒音や振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときには、公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できます。また、道路管理者に対して意見を述べることもできます。この一定限度のことを要請限度といいます。

溶存酸素量(DO)

水中に溶解している酸素の量のことで、代表的な水質汚濁状況を測る指標の1つです。

一般にきれいな河川ではほぼ飽和値に達していますが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下します。

一般に魚介類が生存するためには 3mg/L 以上が必要です。

平成20年度版

ふじみ野市の環境行政

(平成19年4月～平成20年3月)

平成21年1月発行

ふじみ野市市民生活部環境課

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

電話 049(261)2611(代)

FAX 049(263)6111